

平成19年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成19年9月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 森本節弘 | 2番 江澤信明 |
| 3番 正木文男 | 4番 笠井高章 |
| 5番 児玉敬二 | 6番 松永 涉 |
| 7番 篠原啓治 | 8番 吉田 正 |
| 10番 木村松雄 | 11番 阿部雅志 |
| 12番 岩本雅雄 | 13番 稲井隆伸 |
| 14番 武田 矯 | 15番 月岡永治 |
| 16番 三木康弘 | 17番 香西和好 |
| 18番 出口治男 | 19番 原田定信 |
| 20番 三浦三一 | 21番 稲岡正一 |
| 22番 吉川精二 | |

欠席議員（なし）

会議録署名議員

| | |
|----------|----------|
| 21番 稲岡正一 | 22番 吉川精二 |
|----------|----------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

| | |
|---------------|---------------|
| 市長 小笠原 幸 | 副市長 野崎 國勝 |
| 収入役 光永 健次 | 教育長 板野 正 |
| 総務部長 八坂 和男 | 市民部長 洙田 藤男 |
| 健康福祉部長 秋山 一幸 | 産業建設部長 吉岡 聖司 |
| 教育次長 森口 純司 | 総務部次長 田村 豊 |
| 市民部次長 岡島 義広 | 健康福祉部次長 笠井 恒美 |
| 産業建設部次長 岩脇 正治 | 吉野支所長 岡村 清 |
| 土成支所長 佐藤 吉子 | 市場支所長 成谷 洋子 |
| 財政課長 遠度 重雄 | 水道課長 森本 浩幸 |
| 農業委員会局長 大西 利夫 | |

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局主幹 平 岡 道 代

事務局長補佐 友 行 仁 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（三木康弘君） ただいまの出席議員数は21名全員であります。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（三木康弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず、7番篠原啓治君の一般質問を許可します。

篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） おはようございます。

7番篠原啓治、議長の許可がありましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今議会、2件の通告をしております。1番が自主財源の確保について、2番目が後期高齢者医療制度についてということで、質問をさせていただきたいと思っております。

昨日、私朝のテレビドラマが好きで、12時45分からどんと晴れというのを見ておりますと、安倍首相辞任ということで衝撃が走りまして、どのチャンネルを見ても一日じゅう安倍首相辞任ということで出ておりましたけれども、その中の安倍首相の辞任の要因の一つとして、さきの参議院議員の選挙で都市と地方の格差という問題が非常にクローズアップをされまして、その中で一つの要因として辞任をされたのではないかなというふうに考えております。

今回の私の質問の中で、自主財源の確保という中で、地方の格差という問題が非常に重要になってきますので、その点も知っておいていただいて答弁をお願いしたいと思います。

これからの時代というのは、政府の方では地方分権型の社会構成をしていこうという考えがあるように思われます。その中で、政府が示しております三位一体の改革ということで、交付税そしてまた交付金の削減、そして不十分な形での税源移譲という形で、今まさに我々自治体は、きのうからの一般質問の中にもあるように、小笠原市長の言われるように非常に苦しい財政内容であるということでもあります。その中で、我々地方自治体という

のは2004年の交付税が大幅に削減をされましてまだ我々立ち直ってないというのが現実ではないかなと思います。しかしながら、都会の方では、ミニバブルと言われるように非常にビルなんかが立ち並んで、いつきのバブルの時期のような好景気に沸いております。その中で、東証一部上場企業なども歴史的な利益を更新しております。しかし、我々の地方に目を向けますと、やはりだれも景気がよくなったなというようなことを感じておられる方はいないんじゃないかなと。

じゃあ、何でこういうふうにならぬ都会では景気がいいのに、田舎では景気が悪いのかなというふうにと考えると、やはり三位一体の改革の名のもとに交付税、交付金を削って、当然我々が手にすべき交付金を削られているという現状で、こういうふうな形になっていってのではないかなと思います。そのお金を、何に使っているかというところ国は借金返済を優先して、そちらの方に使っているという現状です。しかし、都会の方では好景気になって非常にたくさんの税収が上がっているにもかかわらず、その中で削るものを我々のところへ押しつけて、我々の中で削った税金で借金を返済すると、これちょっとおかしいのではないかなと思うわけです。しかしながら、三位一体の改革ということで、これは国の方針ですので、我々もちゃんと受けとめなければならないわけですが、その中で我々この地方自治体というのは、ちゃんと事業を行っていかなければならないわけですが、ということは、その三位一体の改革にちゃんと対応していかなければならないわけですが。

阿波市の自主財源というのは、多分32億円から35億円の間を行ったり来たりするのではないかなと思いますけれども、国の税収が上がって、やはり国が豊かになっても地方に財源をくれなくて、自主財源だけで事を行っていくとなると、国の補助事業というのはたくさん出てくると思います。その部分の補助裏を各自治体が打てなくなるという現状が出てくるように思います。ですので、我々は何をしなければいけないかというところ、この自主財源です。要するにきちっとした収入を確保しなければならないというのが、これからの自治体は一番の目標に置かなければいけないのではないかなと思います。

昨年の12月議会からさきの6月議会まで、私はこの自主財源をふやす方法を議会ごとに提案をさせていただいたつもりです。柿原堰、土柱の観光とか、税源移譲による市民税に対しての人口をふやす方法とか、合併特例債の基金造成、それからこの間の企業誘致の事業で工場誘致条例、奨励条例を書きかえてもっと緩和したらどうかというようなことで、自治体の自主財源をふやす方法を提案してきたつもりなんです。

そこで今回の質問になるわけですが、この自主財源をふやすのに理事者側がどの

ような手法を考えられているのかと、それと3年、5年、10年のスタンスで考えられている第1次阿波市の総合計画の中で、どういうふうな形でその自主財源をふやしていこうと考えられているのかを質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） おはようございます。

篠原議員の自主財源の確保についてのご質問についてご答弁申し上げます。

本格的な地方分権時代の中で、自治体には住民参画を基本に、みずからの責任と判断で地域を持続的に経営していく能力が求められております。合併後、行政組織等の再編を図り、効率的、計画的な行政運営に努めていますが、社会情勢の急速な変化に伴い行政ニーズは多様化することが予想され、特色ある施策を展開する経費などの増加が見込まれます。さらなる行財政改革の推進が必要と考えております。

ご承知のように、平成18年3月に作成しました阿波市集中改革プランの行財政改革の基本方針の中で掲げられています、内容としましては、まず所得税からの税源移譲により自主財源としての市税の重みが増してきており、徴収率の向上が求められており、市税等収納率向上対策本部による徴収や未評価家屋の調査、徳島滞納整理機構や県職員派遣制度を活用するなどの市税徴収のさらなる向上を図っていく必要があります。また、お話がありましたように、企業誘致を積極的に推進して雇用機会の創出や自主財源の確保を図っていく必要があります。また、市有財産の遊休地についても積極的に貸与等行うなど有効活用に努めるとともに売却等も計画をしていきたいと考えております。また、市のホームページの中で広報等の広告収入による財源確保を図っていきたい、かように思っております。

いまいし、具体的にどういうものがあるか答弁をさせていただきますが、まず直接的な確保ということで、市有財産の有効利用ということ。市内にはたくさんの公共施設があるわけですが、野球場等スポーツ公園とかそういった施設の命名権の売却等、これからの自主財源を確保するための考えられるものでございます。また今申し上げましたように、市有地の有効利用、売却とか貸与、そういったことも特に考えていく必要があります。それから、指定管理者制度導入の促進、経常経費の削減等といったものを図っていく必要があります。また、今申し上げましたように、広告収入、CAテレビでCM放送を行うとか、広報紙等の冊子、封筒、ホームページそういったものを利用して広告収入を上げていくということも考えていく必要があると思います。

それから、使用料、手数料の見直しということで、予防接種や保育料とか受益者負担の原則に立ち返って、それも見直していく必要があるのではないかとそういうふうに思います。

また、徴収率の向上として適正課税、公平課税、家屋とか土地の適正課税を図っていく、そういうことが考えられます。今申し上げました徴収体制の充実、やはり多くの未収金がございます。そういったことで、それに対しての人員の増とか滞納整理のノウハウといったものを研究して少しでも収入につなげていくということが考えられます。

それから、間接的な確保ということで、経常経費の削減、物件費の削減、人件費の削減、事務事業の見直しといったものを考えながら、自主財源の確保に向けてこれから積極的に取り組んでいく必要があると思います。

以上、答弁といたします。

それから、もう一点ですが、総合計画の中で今ご質問がありました、位置づけとかそういうことが事業の中でやはり一般財源も必要になります。そういったことで今申し上げましたような、特に自主財源を確保していろんな事業に取り組んでいくと、総合計画の中にもそういった中で、いろいろたわれておりますが、今申し上げましたように取り組んでいくことによって、事業が進めていけるというふうに思いますので。

以上、簡単ですが答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 部長の答弁非常にわかりやすい答弁なんですけど、私が質問しているのは、今言われたことをどういうふうな形で実行しているのかということをお聞きをしたいわけです。例えば、市民税が上がりましたね、そこでやはり考えられるのが簡単に考えて人口をふやしたら、それだけ自主財源ふえますよね。簡単な話です。工場を誘致したら雇用してくれる、固定資産もふえてくる、それからケーブルテレビの広告にしてもそうです。でも、その市側の対応というのは、それを実行に移してちゃんとやっていますよというところですね。ということは、ケーブルテレビのCMにしても施行して吉野と今阿波が見えてますけれども、やはりその以前でCMをどういうふうにするかという議論をして、それで供用開始とともにCMが流れるというふうにする形をとられるのが行政の仕事ではないかなと思います。再問なんですけれども、今部長が言われたことをどのような形でやられているか、その進捗状況というのをお答えしていただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 再問についてお答えを申し上げます。

ただいま私の方からご答弁申し上げましたように、いろんな分野でそういった自主財源に向けて取り組もうということで、進めておるわけですが、これも集中改革プランにのっとりやっておるわけですが、なかなか目に見えてあらわれてきていないのが現状でございます。そういったことで、今数々のご答弁申し上げましたが、なかなか一つの1課ではそういったことが掌握できません。今後それぞれ各課から、例えば若い人を中心にそういったアイデアを出していただいて検討委員会を立ち上げて、いろんな分野に対していろんなアイデアを出していただき、もっと具体的にお示しができるように、今後積極的に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） そうですね、やはり実行して初めて実になる話であって、私が何でこういう質問をしているかという、合併して今阿波市になっているんですが、やはり計画書とかいう部分は、計画書ができてしまったら、もうそれで終わりというような状況が行政サイドに、私だけが感じるのかもわからないんですが、例えば部長がここで答弁されて、それが各課に帰って職員さんにすべて伝わっているかという、私はこの場だけ過ぎたらもうそれで終わりみたいなのが、雰囲気は庁舎内に感じられて仕方がないんです。だから、ここで議論しているすべてのことは、やはり職員全員に行き渡るようにしていただかないと、何のためにここで議員が一生懸命市政をチェックして、こういうふうな提案をしていったり議論をしているか意味がないので、ですからここで約束していただいたことに関しては、我々その都度ちゃんと見させていただきますので、よろしく申し上げます。

その中で、やはり市長がちゃんと指示を出して、ここであることを組織づくりの中でおろしていかなければいけないと思っております。その辺市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。これで終わりですね。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

篠原議員の再々問にお答えを申し上げます。

今、部長から申し上げましたように、私どもも合併してもうはや2年たった、2年余りがたったわけですが、4町でのいろんなしならみもございまして、それらを取り除

くために今一生懸命一枚岩になることに精魂を込めておるわけでございますが、いろいろな審議会あるいは検討委員会等を立ち上げまして、それらを実行していくと、この計画だけではだめなんです。おっしゃるとおり実行してこそ価値があるということは私もよくわかりますので、1つでも2つでも、とにかく手をつけて実行に移していくということを徹底してまいりたいと思います。

今、私どもは月に1回でございますが、部長、次長会あるいは特に関係の深い課長の出席を求めまして、いろいろと協議をしておりますが、それを各課におろしてそれがその部長、次長会に終わることなく全部の人にその場のことを伝えていくというようなことを徹底しておりますので、もうすぐ効果が出てくると思いますが、きのうきょう言ったものがきょう反映ができないのが非常に申しわけなく、私自身もいじいじしておりますが、なかなかそういう方向に向かいまして、全力でみんながやってこそ初めて物事はできるというふうに考えてますので、朝も、私どもは特に8時半までの間は特別職の皆さんに集まってもらって、きのうのことを話し、きょうのことを相談し、あしたからのことをどうしてこうというふうなことを協議をしております。それを、全部のところ、全職員におろしていきたい、浸透させたいと。それで、全職員が力を合わせてやっていかなければならないというふうな気持ちでございますので、今後ともそういうふうなことにつきまして全力で取り組んでまいりたいと思いますので、お気づきの点はまたひとつご指摘、ご指導くださいますようお願いいたしまして答弁いたします。終わります。

○議長（三木康弘君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） この阿波市の総合計画にしても行財政改革プランにしても、非常に委託料にお金がたくさんかかっていると思いますので、絵にかいたもちにならないようによろしくお願い申し上げます。

それでは、2番目の後期高齢者医療制度についてに移りたいと思います。

この後期高齢者医療というものを少し説明させていただきたいんですけども、実施年月が20年4月から、対象年齢が75歳以上の方々がすべて加入するという医療制度でございます。というのは、今まで国保、健保などに入られていた方は、強制的に脱退をさせられます。それで新しくこの後期高齢者医療の中に組み入れられるわけですけども、運営主体としては、徳島県内すべての市町村が入る徳島県後期高齢者医療広域連合というところが保険料を決めたり、給付の仕方をいろいろ話し合ったりして決める組織でございます。細かく言うと、加入対象にしたら20年3月末時点で75歳以上の方と、それと65

歳以上で一定の障害があり、老人保健に加入している人です。そういう方を対象にやります。

保険料なんですけれども、先ほど言いました徳島県の広域連合ごとに均等割、所得割を考えて決定をします。ここでこれまで保険料の負担のなかった建保組合、船員保険、共済組合などの被扶養者だった人についても新たにすべて納めていただくということでございます。厚生労働省はこの後期高齢者の医療費を試算をしてるんですけども、1兆1,000億円、給付費総額を1兆3,000億円、このうちの患者負担を1兆1,000億円と見込んでおります。それで、保険料の額についてなんですけど、今後広域連合の方で決めるんですけども、厚生労働省が考えているのが全国平均で月額6,200円ということでございますけれども、我が徳島は徳島新聞の8月18日の記事の中で、75歳以上の医療保険、県内全国平均を上回るということでございます。ということは、全国平均が1人6,200円ということですので、徳島県はそれより以上、6,200円よりは高くなるということでございます。これは、まだ決定しておりません。多分来年の3月ぐらいに決定されるのではないかと思いますけれども、新聞発表では少なくともこれは全国平均よりは高いということです。

しかし、ここで考えなければいけないのは、介護保険料とこの後期高齢者の保険料を足して支払わなければいけないということです。ここがやっぱりちょっと考えなければいけないということで、年金生活者の場合をとってみると、この保険料の徴収の仕方というのは、月額1万5,000円以上の年金をいただいている方については天引きなんです。介護保険と同じように。これが厚生労働省の試算では8割の方が天引きされます。やはりこれ介護保険料とこの全国平均で6,200円以上という部分を足し算して、月額1万5,000円以上の年金生活者から天引きをするという制度なんです。ここが非常にひっかかる場所であって、それと今まで扶養家族、扶養としておられた75歳以上の老人保健でいかれていた方も、後期高齢者保険を払わなければいけないということです。それと、その逆も言えます。家長としておられる方が75歳以上で、その下に扶養として子供が入っている場合は家長が抜けますので、子供が家長になって保険を掛けるというふうなことになってくると私は解釈しております。

そこで、これは法律で決められたことで、阿波市が決めたことではないんですけども、すべての県単位で決めて、すべての市町村も皆加入しなければいけないと。そしてまた、脱退は認めないという法律で動いているように思います。それは後から部長に答弁の

中でお聞きしたいんですけれども、こういう制度が今進められようとしております。阿波市の方でもホームページ等々でお知らせしているのかなと思いますと、阿波市はいまだに昔の老人保健制度の説明になっております。で、よその自治体を見てみますと、この後期高齢者保険の説明がちゃんと載っております。こういうふうな制度に変わりますよということで、準備をしておいてくださいみたいな形でホームページに載っております。そこで、質問なんですけれども、この制度で対象となる75歳以上の高齢者は何人か、また被用者保険の被扶養者は何人か。2番目に、国民健康保険では一般会計から繰り入れられる、一般会計から繰り入れがありますけれども、後期高齢者医療制度ではその制度はあるのか。3番目に、保険料を滞納した場合にはどのようなようになるのか。4番目に、後期高齢者医療制度が施行されると、国民健康保険などにはどのような影響があるのか、そこを質問したいと思います。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） おはようございます。

篠原議員の後期高齢者医療制度についてのご質問にお答えをいたします。

制度の概要につきましては、ただいま議員の方から詳しくご説明がございましたので、ご質問の4点についてご説明申し上げます。

制度の対象になる75歳の高齢者は何人か、また被用者保険の扶養者は何人かというお尋ねでございます。後期高齢者医療制度の被保険者は現行の老人医療の該当者と同数でございます。現在8月末現在で6,331人であります。このうち国保の加入者は3,884人、その他の2,447人が被用者保険等の加入者であります。なお、今後毎月75歳に到達されると思われる者が毎月40ないし50人、また65歳から74歳までの障害認定を受ける者が5ないし6名増加をいたします。反対に、死亡等により喪失する者が約25名から30名くらいと見込んでおります。差し引きしますと毎月20ないし25名程度増加するものと予想されます。よって、平成20年4月の該当者は6,480人前後になると予想しております。

次に、2点目の国民健康保険では一般会計からの繰り入れがあったが、後期高齢者医療制度ではあるのかということでございます。後期高齢者医療制度の運営につきましては、患者負担を除いた給付の5割を公費で負担するようになっております。この公費の内訳につきましては、国、県、市町村、4対1対1の割合で負担することとなっております。また、現行の老人医療制度も老人医療の給付の50%は公費であり、公費負担の内訳は同様

の国、県、市町村4対1対1の割合で負担することとなっております。よって、一般会計における負担の増減は余りないものと思われませんが、今後高齢化が進展するに伴い負担は増加するものと思われます。

次に、3点目、保険料を滞納した場合どうなるのかということでございますが、広域連合の議会におきまして同様の質問がありまして、広域連合の統一した見解といたしまして後期高齢者医療制度においては、国民健康保険と同様に被保険者の負担の公平を確保するため、滞納1年を経過した者に対し、資格証明書を交付することになっております。しかしながら、広域連合としては資格証明書の交付に先立って、市町村の窓口におきまして対象者との納付相談を通じ、それぞれの状況を把握した上でまず短期証の交付、更新で対応しようと考えている。また、通常被保険者証と比べて有効期間が短くなるが更新を経れば医療機関での負担は通常1割負担で受診が可能となります。

しかし、市町村窓口の納付相談に応じない、また納付誓約を守らない、払える能力がありながら払おうとしない者に対しては、法に規定されているように、資格証明書を交付する方針で対応したいと考えているという、そういう答弁をいたしております。その状況によりまして、市町村におきましても24市町村が統一した事務処理ができますよう今後同様な対応をしていきたいと考えております。

次に、4点目、後期高齢者医療制度が施行されると、国民健康保険などどのような影響があるのかというお尋ねでございます。現在、国民健康保険税の内訳は、医療分と介護分の2本立てとなっておりますが、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行されますと、これに後期高齢者医療部分が加わり、保険税は医療部分、介護部分、後期高齢者支援部分の3本立てとなります。このことから、平成20年度の保険税においては現行の医療部分の税率を変更して、後期医療者支援部分の税率の追加が必要となります。しかし、現在の医療部分の算定には老人医療部分の拠出金も含まれているということで、来年度からの後期医療部分について別立てとなりますので、医療費部分については老人医療部分を含まず算定するということとなります。

しかし、阿波市の後期高齢者医療支援部分の金額はまだ不明のため、現在では税率が未定であります。保険税の賦課に当たりましては、現行の医療制度においては国民健康保険税に加入している老人医療受給者については保険税が逆に賦課されなくなります。平成20年度から施行する後期高齢者医療制度は、独立した医療制度となりますので、後期高齢者医療制度の被保険者になるようになり、保険税の賦課対象から除かれるということにな

ります。したがって、保険税の総額は減少するものと思われます。

以上が保険税に対する影響でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 部長の答弁なんですけれども、非常にわかりにくい。保険のことですのでわかりにくいのは当然かと思うんですけれども、単純に考えて、今まで扶養でおって払わなくてよかった人が75歳以上の人は払いなさいよと。その上で、財源からしたら74歳以下の人が40%を財源として持たなければいけない医療制度ということだろうと思うんですけれども、今の部長の説明で来年の4月に6,480人と、増加するということです。その中で、2番の一般会計からの繰り入れはないということです。ということは、先ほど説明していただいた公費で50%ですか、現役世代からの支援が約4割と、それと保険料からの1割これが根本的な財源になるということです。75歳以上の方がふえていくと当然負担がふえていくということです、この財源割でいきますと。はっきり決まってないということなんですけれども、多分厚生労働省はこのままで行くと思います。その中で、2年に1回の見直しです。これは介護保険は3年に1回の見直しなんですけれども、この後期高齢者医療というのは2年に1回の見直しなんです。その中でどんどん医療費がふえていくと、介護保険と同じようにその中でちゃんと割っていきましようという制度でございます。公費の負担がふえない限り、75歳以上の老人の方にとっては負担がふえるという制度のように思うんですけれども、その辺もう一度どういうふうになるかを答弁していただきたいと思います。

それと、保険料を滞納した場合どのようになるかということで、短期証明とかを出すということなんですけれども、私の調べたところでは国民健康保険法で老人保健法の中に、医療給付を受ける者には資格証明書等の発行後の対象から外れるということでございます。単純に言うと、75歳以上の老人保健に加入している方から保険は取り上げてはいけませんよという規定なんです、これは。にもかかわらず、先ほど部長からの答弁によりますと、滞納された方については短期証明書とか資格証明書を発行するという答弁だったんですけれども、これ国民健康保険法から言わせると非常に矛盾する答弁ではないかなと思いますので、その辺再問したいと思います。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 再問にお答えをいたします。

先ほど、該当者の数字でございますが、6,480人と申しましたが、現状が6,331人で来年の4月時点では149名のプラスで6,480人でございます。また、後期高齢者医療制度に移行される方につきましては、現在国保に加入しとるわけでございますが、その方についても人数割という負担が国保の方でかかっております。その部分が要らなくなるということで、既に老人医療の拠出金も国保の方で税率の中に含まれております。その部分が後期高齢者医療の方に移行するということで、国保については今の税額より減額になるだろうということでございます。

それと、まず国民健康保険と同様の措置をとるということで、資格証明書の発行、これは今現在連合会の方で検討中でございますが、この前段として納付相談を行いまして短期証の交付をできるだけしていきたいと、そういう考えで動いているということでございます。これは国民健康保険も同じような措置をとっておりますので、それに準じてという形で施行されると考えております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 再々問になりますので、もう一度整理したいんですけども、要するに今75歳以上の方で被扶養者になられて、今保険料を払ってない人も確実に払わなければいけない制度だろうと私は思います。その中で、国民健康保険法で老人からは、私の考えです、私の考えは老人から保険証は取ってはいけないと、老人の方はいつ行ってもお医者さんにはかかれるんですよと、その中で1割負担なり所得が現役世代なら3割払ってくださいよという制度を後期高齢者医療保険制度にして、すべてのお年寄りから75歳以上の人から徴収をするということだろうと思います。そこに一般財源からも緩和しないと。ということは、どんどんふえていくと、どんどん保険料は上がっていくんじゃないかなと私は思うんですが、そこは答弁がちょっとなかったんですけども、75歳以上の後期高齢者の数がふえると、保険料は上がるんですか下がるんですか。それともそれに対応して公的費用が投入されるんですか、その辺もう一度答えていただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 再々問にお答えをいたします。

保険料が75歳以上の人口がふえれば保険料は上がるのかということでございますが、給付費が一定であれば、加入者がふえますと保険料は低下します。給付費の5割が公費負担、4割が前期高齢者の負担、また1割が後期高齢者の負担ということでございます。

で、給付費が一定であれば加入者がふえるたびに保険料は下がっていきます。

それと、公費負担というのはもう既に国、県、市町村4対1対1ということで決まっておりますので、これ以上の負担はございません。それと、保険証を取り上げるのかということでございますが、これについては1年以上の滞納された方に対して資格証明書を交付し、後に納付された方には立てかえ払いをしていただきまして、後ほどまた補てんをするという形でございます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 結局、お年寄りが病院にかかったその総額が一定であれば、人数がふえれば安くなるということなんですよ。言っていることはそういうことですよ。ということは、逆に言うと、75歳以上の方に病院に行って医療費が給付がどんどん膨らんでいくと、あなた方の頭割りは高くなるんですよ、だから気をつけて病院に行ってくださいねということですよ。

それともう一つは、保険証を資格証明書とかを渡すといいますけれども、今私前段で言いましたように、年金から8割の方は天引きなんですよ、この制度というのは。残りの2割の方が納付書を発行されて振り込むわけです。その滞納、要するに8割の方は既に天引きだから払ってるんです。その残りの2割の方というのは払えないから払ってないわけですね。その人から資格証明書で行って全額その人が負担しなさいよと言われて、負担できるんですか。私はこの辺がちょっと矛盾するのと違うかなと。これも若い子なら私いいと思うんです。これが75歳以上の、この名前も気になるんですけど、後期高齢者でもう人生の最終的なところにおられるみたいな表現でこういうふうなことを言うんですけれども、75歳以上の方々にそういうふうな仕打ちをするような保険制度と、医療制度というのは僕は余り認めてほしくないですね。ただ、これが法律で決まっているんであったら、その中をちゃんと変えられるような仕組みにさせていただいて、阿波市の方からちゃんとこういうところは直していただきたいというのを主張すべきではないかなと思いますので、今回こういうことを質問させていただいたわけです。やはり政府が言うからということで、100%認めるのはどうかなと思いますので、この徳島県の連合の中の部分にしても、ちゃんと意見が言えるような組織にさせていただきたいなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それと、先ほどのホームページの件なんですけど、老人医療のところでは患者さん負担が

多分僕の考え方は1割が個人負担で現役並みが3割なんですけれども、1割、2割の負担と説明になってますが、あれは多分間違ってるんじゃないかなと私は思いますので、もう一度ホームページ見られて訂正していただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。75歳以上の高齢者がちゃんと医療が受けられるような形で連合の方に意見を言っていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で7番篠原啓次、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三木康弘君） 以上で7番篠原啓治君の一般質問が終わりました。

暫時小休をいたします。

11時まで小休いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、15番月岡永治君の一般質問を許可いたします。

月岡永治君。

○15番（月岡永治君） おはようございます。

15番月岡永治、議長の許可を得まして一般質問を、前回までは代表質問をさせていただいていたんですけれども、一般質問の方で頑張ってみたいと思います。

先ほど篠原副議長の方からも衝撃的な一国の首長であります安倍総理の退陣ということで、我々地方にとって小泉改革の継承がとまるんであって、これはいいんかなと、反対に日本の屋台骨が狂うんですから、これからの日本の国というのはどうなるんだろうか。そういう意味で、地方自治、我々阿波市におきましてももう一度ふんどしを締め直して、これから行政に携わっていかなければならないと、我々もその分チェック機関として一生懸命頑張っていきたいと、そのように思っております。

今回私が質問を提出させていただきましたのは、大きく防災行政と、2番目の庁舎及びまちづくり対策についてということ質問の要旨に上げております。

まず、1番目の防災行政についてお伺いいたしたいと思います。

志政クラブの木村会長の代表質問でもありましたように、私たち志政クラブ5名の中で車に乗れる都合がありましたもんですから、3名の人間で新潟県の7月16日に起こった地震に対しまして、すぐ対応しまして19日に新潟の方に行ってまいりました。その内容

は木村会長の方から申し上げておりますけども、思いがけず品田村長と45分間ぐらいお話をする機会を得まして、本当に貴重な体験、品田村長から今回の地震、中越のときに経験したこと、阪神大震災でつくったマニュアルがだめだった中越地震が、今度は本当に市民の皆さん方と一緒にあって対応できたと、もう満足げに話されていたのが印象的でした。

人口5,000人の町で死者1名の犠牲者が出たそうです。それも元気な85歳のゲートボールが好きなおばあちゃんだったそうでございます。そういう中で、住民の皆さん方のお顔を見させていただいたときに、何かもう少し深刻な顔をされて、もう大変かなと思っただけなんですけども、住民の皆さん方は本当に前向きな対応をされ、我々にもしていただいたし、そしていろんなお話を聞くことができました。

これが、私前回17年6月にもこの防災行政についてということでお尋ねをしております。そのとき、当時の総務部長山下部長にお願いをしてぜひこの経験、中越のあの小千谷という皆さんご存じだと思うんですけど、小千谷の体育館に3,000人の人が寄った。それも寒かったです。そして、3,000人で毛布が500枚しかなかった。そして、そこで発電機はどんどんやっただけなんですけども2時間で消えてしまった。食料を配るにもどうして配ったらいいかと、マニュアルはあったんですけどもそれが有効に使えなかった。ですから、防災計画、きのうの代表の質問の中に防災計画ができたということだったんですけども、そのようなものが織り込まれてどういうふうなものにすれば阿波市住民の生命・財産が守れるのかと。そういうことを考えてくれた防災計画であるだろうと。

悲しいかな私総務委員を担当しよんですけども、中央広域にも派遣していただきまして委員をさせていただいております。そんな私も、それを今まで見たことがなかったんです。18年にできたそうでございますけども、委員の構成も今聞いてみましたら、36名の方で、議会で持つておるのは唯一議会の事務局長と議長だけで、我々ほかの議員だれも持つてないというのが現状だったわけです。そして、我々はそういった中で、小千谷での体験であるとか、今度能登の半島でも起きた能登半島地震もうまいこといったというんで、本当にそういう話を聞いたときにぜひ行きたいと、一遍見てきたいと、どういう市民の対応また役所の対応の仕方、当然話とかそういうのはできる状態ではないというのはわかっております。何か手助けできることがあればぜひやりたいなということで900キロの道のり、9時間半かけて休憩もせんと行ったような状態でございます。

そんな中、我々は今ここに本市における地震対策指針ということで最初に出しております

した。というのは、防災計画が当時山下部長の方から18年につくり上げるという答弁を17年6月にいただきましたものですから、それがいまだに我々のところに届いておりませんので、中身がわかりませんでしたので、それをお聞きしたいということでございます。

それと、2番目に消防本部と職員の今後の公的な対策の取り組みです、今言いよるように自助、共助。その中でも一番大事なものを公助。公助の中でするところは1割か5%しかすることは無いと思うんです。ですけど、自助、共助をそれを100%に近いものを持っていくのが公助の役目、公的な機関のする仕事だと思っております。

先ほど言いました品田村長の話の中で一番先に答えた言葉というのが、消防団員の活躍がすべてでしたと。これは品田村長が今こちらに森本議員がとりましたビデオテープが2時間30分か40分あったんですけど、これを今21分に集約しております。そして、品田村長が話された、生の声をこういうテープにして、そして今防災対策課にはその地震の状況、この家は12年のおうちです。築12年のおうちがこういうように倒壊して大変だった。この家は10時まで子供さんが寝ておられたんです。2階で寝ておられたから助かった。ほとんどの人は外に出ておったので助かったということになっておりますけども、こういうお宅、まさかこういうおうちが、また道がこういうふうになるという。この写真自体も木村、森本両氏が撮りまして、そして今吉野中学校には何か欲しいということでお渡ししとるそうです。防災対策課にこれは今お渡しして、有効に使ってくださいということでしたんですけど、私がこれを貸してくれということで行きましたら、机の引き出しの中にありました。私はこれというときに、もしも前のパネルならパネルにそういうようなものを貼って、中越地震の状況であると、そういうようなものを市民に伝えるのであればそういうなことをしていただけるんが防災対策課でないかと思っただけなんですけども、ちょっと残念に思いました。

そういうことも含めまして、これから公的なところで自助、共助を上向きにするために、自主防災組織、おとといの答弁で44%なんです。お金をつけてこういうなものをしますといたって44%なんです。やはり、市民の感情というのはこの30年に起こるであろう、30年以内に起こるであろう南海地震、スマトラの地震がきのう起きてますけども、ですけど南海地震というのは日本で今中央防災会議で30年以内に起こる地震では一番大きな地震なんです。スマトラは8.2と言ってますけども、南海地震は8.4なんです、マグニチュード予測というのは。私あのときも言いました。冬の朝5時、マグニ

チュード8、6弱の想定で中央防災会議では阿波市の死者は、数出してますね、60名である。倒壊家屋740戸、これは私が一昨年した質問でして、これをどういうふうにして予防して減災対策をやるんだということで質問をして、そのものの答えを下さいということで今度防災計画ができたんです。ですから、そういうものも含めてこれからどういうふうにして住民の意識改革と自助、共助につなげていくか、そしてその生命・財産を守るための方策をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 月岡議員の防災行政についてご答弁申し上げます。

1点目の本市における地震対策の指針ということでご答弁申し上げます。阿波市に影響の及ぼす地震として海溝型地震と内陸型（直下型）地震があります。海溝型地震としましては、南海地震や東南海地震が挙げられております。特に南海地震については、今後30年以内での発生確率は50%と言われております。このようなことから、阿波市地域防災計画においては、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある阿波市の全域にかかる地震等に対処するための事項を定め、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、または地震被害を最小限にとめることを計画の指針としております。

そういったことで、本年度におきましては地震の際の住宅建築物の倒壊等による被害の低減を図るため、総合的、計画的に耐震化を促進することを目的とした阿波市耐震改修促進計画を策定し、計画的に耐震化を図ってまいりたいと考えております。

先ほど地域防災計画について、本市としましては昨年の8月に計画を立てたわけですが、今議員からお話がありましたように、この委員のメンバーとして36名、専門委員6名、このメンバーにつきましては国また県それぞれ消防、そういったメンバーで構成をしておりますが、議員からお話がありましたようにこのメンバーにつきましては、今この地域防災計画につきましては配付をしておりますが、議員の皆様方には配付ができておりません。そういったことで、大変申しわけなくと思いますが、早急に皆様のお手元に配付できるように手当てをしていきたいと思っております。ただ、この地域防災計画につきましては、年々県との連携によりましてこういった計画を立てていきますので、中身の修正もございます。そういったことで、その修正につきましては防災会議を開きました中で修正した分、それをまた議員の皆さんにもお渡しせないかんですが、そういった中身について、防災会議の中で修正とかいったことを含んで進めて、できるだけこの防災行政に対しての取り組みといたしますか、こういった計画を今後も続けていく必要があると思っております。

それから、2点目の住民の意識改革と自助と共助による方策と、生命・財産をどう守っていくかということですが、大規模な災害になればなるほど被害が同時に多数の地域で発生するため、過去の阪神・淡路大震災等の事例が示すように種々の要因により、防災機関の行う応急対策活動がおくれたり、阻害されることが予想されます。このような事態において、住民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するために最も重要なことは、住民の自助、共助です。住民みずからが出火の防止、初期消火、被災者の救出、救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的であると考えられます。そういったことで、今後の災害対策は市民、地域、行政がその役割分担を理解して、それぞれがその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより、被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある、住民一人一人が自分たちの安全はまず自分たちで守るということを認識し、行動する必要があると思います。

こうした点を踏まえ、市は地震その他の大規模災害に際して消防機関等の活動と相まって、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、今後とも地域ごとに住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに、育成強化を図っていきたいと思います。また、9月1日の防災の日には職員の非常参集訓練に合わせて住民自主防災組織への避難と点検等と呼びかけまして、残念ながら参加者が少し少ないかなと感じましたが、こういった試みは、今後も啓発活動の一環として積極的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） そうですね。やっぱり役所の職員から先頭になって住民の生命・財産を守るという姿勢をぜひ見せていただきたいと思います。それと、自主防災組織をつくり上げる。私数字を見まして吉野町の33%、市場町の36%、これは本当にどういう数字なんだろうと。やはり、住民の皆さん方はまだけえへんわとか、そんなものにせんでもええわとか、もう一つは各常会ということで若い方がそういう地区の役員会には出ないんですわ、大概が。そしたら、そういったときに役員さんを決めるったら、来とらん息子の名前や書いたら息子に怒られる、そういうようなことで、なかなかできないというのが現実ですわ。

刈羽村の品田村長が、昔からの習慣で20地区に分けているらしいです。というのが刈

羽村は人口5,000人の町でそういうふうな決め方をしとるそうです。まず、自分の命は自分で守るんだと。先ほどから言うように自助というのは自分の命、それでその次に隣組、このシステムをとっておかなければ常会といいましても、離れた方いっぱいおります。隣組が全部一緒になっとんと違うんです。ですから私最初は常会でするのは数字を上げるためにやるんだらうと、そのときに言うてあるはずですから。それでも、住民の方が寄り合い講座であるとか消防の説明をあれだけやっても参加者が少なくて、だれも見えないというのが現実です。あのやったことを今現実にケーブルに流していけば、ほとんどの人が見るといことです。役所で4カ所でやったああいうようなものが現実にケーブルで流していくというようにしていかなんだらいかんと。やはり住民の意識に地震というのは、いざ起きたときに大変なんだなど。

それと、隣組を守るときに一番は班なんです。その中で、私の家の隣、笠井さんところ、そして正木さんところ、自分で向こう三軒両隣、そしてそこに震災弱者の方がおいでんかとか、そういうなものをお年寄りのひとり住まいの方がおいでんかとか、その家をだれが見に行く、どうやって。今度成功した例は、これを役所で一括して受けるんでなしに、それをその班の人が一人一人がその町のそういう中継本部に行って、紙に書いたものを全部そこに張ってきて、その処理をしていったというのが今回柏崎市や刈羽村が成功した例なんです。

ですから、今本部をつくる、じゃあ市長を対策本部長にしようと、対策本部長にして副市長を副本部長にして、各支所長をその担当にしようといても担当支所長はそんなことに対応できないんです。ですから、東部地区へ走るその地区の要望、そういうような状況を把握する人間、例えば阿波町地区のこういうところで対応する人間、各班でそういうような電話やそういうようなものではできませんから、走れる人が走ってきて、こういうことであるということをやったのが、柏崎や能登や中越沖地震が成功した一番大きな要因なんです。

ですから、隣組の避難所に行けない、足の悪いおばあちゃんのために毎日毎日弁当を運ぶ佐藤さんという方のテレビやってましたでしょう。毎日毎日、朝昼晩弁当を避難所から運んでいかれる、そういった隣組の力というのが、今度この地震で大きな被害を受けました。品田村長が5.7の震度で、そのときは大変じゃなと思って大きな300億円の被害を出したんだけど、今度6.0になったときには自分で死んだと思った。私は助からんと思った。今回それぐらい大変な地震であるというのがこのテープに村長みずからがお

話しされたことが全部のっているんです。ですからこれを市長にも見ていただき、そして議会の皆さん方にも見ていただいて、我々は当初こういうものを流す予定もないし、地震状況というようなものであったんですけれども、こういうものを住民の皆さん方に、品田村長のメッセージでございますので、ぜひ届けたいということで今議長の方をお願いしております。

ですから、我々とすれば、やはり生の声そして私が小千谷に派遣して一回聞いてきたらどうですかとってあのとき提案したんです。防災対策課の方どなたもどこにも行ってなくて、この防災計画ができたんですよ。今インターネットが発達した時代ですから、そういう状況というのはとれるかもわかりません。ですけど、やはり現状を見てきて、生の声を聞いて、住民の方の生活を見てくる、これは大事だということであったから、私たちはそのときほかの方にも声をかけたんです。総務委員長もおいでたし、副委員長もおいでたし、議長もおいでた。そういう中で行って、こういうことで日にちを延ばして行ったのでは現状は全然わからないんです。

というのは、テレビ報道は柏崎市ばかりでしょう。我々は一体何を持っていったらいいのだろうかと考えたときに、タオルなどがいいのと違うだろうか、タオルケットやいいのと違うのだろうか。今暑いから扇風機が少ないだろうからうちわを持って行ってあげたら喜ばれるのではなからうかとか。するとポケットティッシュが欲しいと言っている声を聞きました。どうにかして集めようと思って2時間でタオル1,000枚とポケットティッシュ3,500枚とうちわ500、それからトイレトペーパーであるとか、ジュースであるとか、そういうようなものが集められました。2時間で集まったんです。そして、その方法云々というのはいろんな形で、また森本議員があすにでもこの質問の続きをしようと思っんですけれども、やはり今現状で何を必要としているのか。

先ほど避難訓練をやるとここにも大きく書いています。避難訓練をやりましょうとか、ライフラインを守りましょうとか。品田村長の話の中では、飛び地の中で岩盤のかたいところ、そこが今回は水道が助かっているから、ここは水の心配は余り要らなかったんだそうです。ですから、阿波市の、旧の4町があります。その中でも水源地をどこか1カ所を確保するんだとか。水道はこういうふうにとるか、食料やそういうような備蓄はこの刈羽村も柏崎もないんです。ほとんどしてないんです。水ぐらいしかしてないと。一般の水と食料の一部だけをしていると。あとはブルーシートであるとか土のうとか、そういうようなものはそのときに自分たちで頑張っつてつくるというようなシステムづくりを地域でや

っておるわけなんです。その防災訓練を年4回、5回、やれる間はずっとやっただと。今阿波市の計画では年1回、それも一般参加は何も求めてないでしょう。というのは、避難所に行くのにどういった経路で行ったらいいのか。避難所というのはどういう場所なんだと、だれも知らない、コミュニティーセンターが避難所になっている、中学校がそうらしい、体育館がそうらしい、それぐらいのことしか皆さんわからないんです。田舎ですから車を使う方法というのはあると思います、道は。ですけど、そういうようなものも含めて防災計画のマニュアルというものは地域に合った、その実情に合ったやり方をやっていかなければいけないと。

せっかくそういうものができてビデオにしたのをケーブルテレビでなぜ流さないんだらうかと、住民の生命・財産を守るための放送なんです。寄り合い講座でやるんだったらあのテープを全部流したらいいんです。それで、自主防災組織ができないところには、そのテープを持ってもう一回説明に行く。そういうようなやり方をする考えはないんですか。ちょっとそれをお聞かせください。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 月岡議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

今議員が新潟まで出かけられて、いろいろお話を聞いてきたということをお伺いいたしました。その中身については、やはり市としてもこの地域防災計画の中でそういった現場で起きた状況等いろいろなご意見をいただいて、この計画の中にぜひとも生かしていく必要があると思います。防災会議の中でそういった修正についてもまだ計画の中に入っていない項目があれば、それを加えてまた修正をしていくとか、防災会議の中でいろいろ協議を重ねていきたいと思っています。

防災に関するテープについて寄り合い講座、例えば自治会で会があるときにそういったテープを見ていただいて、それを参考にこれから自主防災組織で地域として十分確認をして、いろいろこれからの防災に対する意識づけといいますかそういったことは必要だと思いますので、そういうものがあれば積極的に利用していきたいと思っています。

以上です。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 再々問になりますので、水道課長、今阿波市の中で岩盤がかたくて万が一いつ地震が起きても助かりそうな地層とか、今水道管を何か強いやつにかえますよね、地震に強いというので。そういう場所というのがもしもあるのでしたら、お聞

かせいただきたいんですが。わからないなら結構です。

それから、あと消防団ですけれども、今535名ですか、定員が545名だったと思うんですけれど。消防団員の方、旧土成と市場の地区では災害弱者対策ということで、地域のひとり住まいの老人であるとか、身障者の皆さん方のお助けをするようにということで、地域マップをつくっている、それが一時期なぜとまったかといいますと、個人の情報であるから、こういうことはできないということで今とまっております。ですが、命にかかわるときに個人の情報とかいうようなことを本当に言ってしまうんだらうかと。それは、今言っている私たちが行った現実の20世帯は、本当に地区内で班の中ではどこでどういうふうにして寝ているのかというのが全部一目瞭然でわかるというところができているんです。それを役所が知ろうとか、そういうようなものをどこかに流そうとかいうことは違うんです。ですから、余りかた苦しく考えないで、この人を助けるためにどうやるんだというような組織をつくらなければ。ですからその中で各消防団の皆さん方の活躍というのが一番であると言われているのです。プロである、そういった皆さん方にお守りをいただく、そしてその情報を伝達するために各地区で自主防災組織を確立していくことをやっていかなければならないと思うんです。そののところを17年の6月議会で消防団のこれを全市に市場町と土成町の一部で被災者対策はできとんだけれども、それを各分団に広げていくということであつたんですが、それは今どれぐらい広がっているのであらうかと、そういうことをお答えをいただきたいなと思います。

○議長（三木康弘君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 月岡議員の方から予定していなかったご質問がありました。

阿波市にはご存じのとおり中央構造線があります。何カ所もの断層があり、土成でしたらズンデン断層とかそういうふうな断層がところどころにあつて、高速道路の整備に当たって前もってトレンチ調査というのをやられております。阿波市の水道の水源地とか配水池とかいうふうな場所は幾つかありますが、そこはどのような断層だとか、どのような地形だとか、そういう詳しいことにつきましては今のところこちらの方で把握しておりません。

配水管等につきましては、一応継続でセメント管の布設替え工事を3年継続でやっております。総延長で8,200メートルぐらいで19年度に主に完了いたしました。それにつきましてはH I V P管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、それとダクタイル鑄鉄管、ダクタイル鑄鉄管につきましては柏崎市などで被害なしに残っていたと、そういうふうな耐

震性の鑄鉄管なりH I V P管に更新しております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 月岡議員の再々問にお答えをいたしたいと思えます。

消防団によって、それぞれの地域のひとり暮らしとか、いろいろそういったものへの調査についての進捗状況ということですが、今そういった資料を持ち合わせしておりません。申しわけありません。特に災害が起きたときは、先ほど議員が言われましたように、やはり消防団の活躍というのは非常に大事でございます。今後そういったことについていろいろ消防団員の皆さんにお願いをしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 消防との連携をどうやってやるかということだったんですが、今そういう資料がないそうでございますので、後ほどまた聞かせていただきたいと思います。やはり地域で住民参加による防災訓練、これを重視しなければならないのではないか。やはり来る方が同じで、いつもそうでなく、やれるときに夜間であったり、昼間であったりそういう訓練をまだ住民にそこまでの危機意識はないんでしょうけれども、やはり参加できる人から考えてやっていくということでない、一発に大勢の人を寄せるということは難しいと思えます。ですから、いろんなところで訓練をやっていかなければなりません。

それと、森本水道課長、私が言っているのは1, 200メートルを守れとかは言っているのと違うんです。万が一のときには莫大な費用がかかりますので、ここからここまで水源地でカットして、このところで水だけは取れるんだというようなものをつくり、水源地さえ確保しておればそこへ水を取りに行けば阿波市の中ですから。それが3カ所あるいは2カ所あれば阿波市の住民の命は助かるということなんです。ですから、そういうことを考えて全部をやり、こういうふうにしていって、だからたまたま柏崎市は今刈羽村でも一部が残ったといっても、それが水が来なければ何も使えないということですから、そこは残っても水が来るか来んかの問題です。水を確保できる場所を確保するというように、これからそういうなものも考えてほしいなと思えますので、要望しておきます。

それでは、続きまして2番目の庁舎及びまちづくり対策についてお伺いいたしたいと思えます。

一昨日、正木議員も質問されております。毎回のことでございますけれども、これまちづくり推進課がどう取り組んでおられるのか。この予算書、実施計画を見てみましたら、本年度は予算が400万円です。それで来年実施ということで、7億円の計画が実施計画で載っております。そうすると、7億円使える今そういう対応ができているのかどうか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

それから、ターゲットとここに書いてあります。さきに総務部長の方から連絡があり、どういうことかと尋ねました。というのは、土地、位置もそうですけれども、まちづくりとして庁舎を本丸、先ほども言いました災害対策本部の拠点にするために阿波市のどういったところでどういうふうなもの連携した庁舎建設、まちづくりを考えておられるのか、そこをお聞きしたいと思っております。市長の考えは後ほど聞きたいと思っております。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 庁舎及びまちづくり対策についてということで、推進課としてどう取り組み、計画しているかと、そういうご質問ですが庁舎建設事務につきましては、プロジェクト推進課より引き継ぎ、19年度から企画課が担当してまいります。

ご質問の中で、19年度の当初予算につきましては400万円、実施計画の中で20年度に7億円、そういった計画を立てております。実施計画の中では、そういうふうを立てておりますが、現段階では計画がなかなかそのとおりに進んでいないのが現状であります。そういったことで、市長からもご指導をいただいて、いよいよ積極的に取り組んでいくわけですが、現在庁舎特別委員会にも議会の皆様にもいろいろ叱咤激励を受けておるわけですが、なかなか進んでいないのが現状でございます。本年庁内の庁舎検討委員会を立ち上げまして、そこで庁舎建設に当たってのいろんな資料といいますか、これを比較検討し、いろいろ意見を聞いていこうということで立ち上げしております。今考えております作業の内容を簡単に申し上げますと、まず庁舎の現状、現状の中には現庁舎の耐震性とか災害対策本部としての機能とか、支所の経費等人件費とか、まず1点目としてそういうような作業を現在考えております。

また、2点目には庁舎に求められる機能として環境に配慮した庁舎とか、情報化に対応した庁舎といったような内容についても作業として取り組んでいきたいと。また、庁舎の規模についても、いろいろな方面で検討を加えていくと、現庁舎と新庁舎の面積の比較検討とか、そういった作業を今後検討委員会の中でいろいろ資料を出して、検討をし意見をいただくといった作業に今後積極的に取り組んでいきたいと考えております。作業ができ

ましたら、この年度内にそういった成果を出して、特別委員会の皆様にもいろいろ資料としてご協議をいただけたらと、そのように思っております。

2点目の質問で、ターゲットをどこに持ち本市の特色を出そうとしているのかということですが、合併後2年間は、阿波市としての一体感を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ってまいりました。しかしながら、少子・高齢化の急速な進行、地方分権や厳しい財政状況などの課題が山積し、本市を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化をしております。そうした中、市民の皆様の参画、協働のもと、第1次阿波市総合計画を策定いたしました。人が輝くまちづくりなど6項目を基本目標として、子供から高齢者まで市民一人一人が輝くまちづくりを推進してまいります。

また、重点施策につきましては、乳幼児医療費の助成の充実、農業生産基盤の整備、人権教育基本計画の策定、地域環境総合計画の策定、商工業の育成強化などさまざまな分野にまたがっていますが、特に子供たちの安全・安心を守るための学校教育施設の整備も必要でないかと考えております。総合計画の中に掲げてございます重点目標、それを基本にいろんな分野からまちづくりに向けて今後一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 今、お話の中で、検討委員会が庁舎内にできたんですか。特別委員会があるんですけど、検討委員会。ほれと、対策で各支所の耐震性とか、それは無理でしょう。そのお金をかけてやる云々ということは、住民の皆さんにはっきり言わなければいけません。もうだめなんだと、お金をかけても。庁舎をもしも議会の中でもまた住民の皆さん方の中でも、綱引き合戦です、西と東どっちだと。それが旧の合併協のときには、こういうことであったということですけども、今現実にそういう状態になってきて、これについて手つかずの状態になっているというのが現状です。ですから、西に行ったら東に行ったら、庁舎をどこに建てるか、じゃあそれに救われないところ、先ほど総務部長言いましたね、求められている機能、もしも万が一吉野町に庁舎が建ったとしたら、西の方が困るというのであれば、西に支所を1つ置いたらいいんですよ。そうでしょ。

ただ、もしも阿波町のこの本庁舎をつぶして、そして新しく小さくしてでも庁舎を建てるというのであれば、東が困るというのであれば東でその本庁に類似する、今はこれだけのハイテクの時代なんですから、そういうようなものが本庁に来なければいけない機能を支所に持たせたらいいんですよ。そういうようなものも考えていった中で、いかに安く効

率的な、一つの町をつくっていく。今言いましたように、正木議員がいつも言っている文化ホールもそうです。そしてその若者向けの住宅を2億700万円計画しているのであれば、そういう住宅も若い人が住めるような住宅で、保育所などそういうところに近いところ、学校に近いところ、そういうようなものも計画してあげたらいいですよ。だから、どういうところにターゲットを持っていくんだと、それをばらばらで今言っているように一つのものをつくれれば駐車場、たとえ駐車場一つにしてもむだなんですよ、一つのところで300ずつつくったら。3カ所つくれれば1,000の駐車場です。それを、一つのところで500の駐車場にしたら半分で済むということです。ですから、そういうふうに将来的なものも考え、ふだん効率的なものも考えてどういうふうにしていくのか。そういうようなものを話し合うのであって、今言っているように耐震性がどうであるとか、それを今議論するところではないと思います。やはり、もっと中身のあるものでこういうものだったら、先ほど篠原議員も言っていたように、若い人が来てくれるな、阿波市にはよそに負けない3年生までの乳幼児医療が、補助制度は阿波市だけなんでしょ。そういうことをもっと上げていったりして、若い人に住んでもらえるそういうまちづくりをつくっていきましょう。今のままなら、7億円を来年度20年度に大体予定はしているんだけど、何もできないというのが現状なんでしょう。ですから、やはり7億円使えるように、せっかくローリング方式でやる実施計画をこうやってつくったんだから。それが実現するように持っていくのが、行政サイドの仕事ではないかと思うんです。

ですから、当然議会の方ももっと議論をして、今回27日に庁舎建設委員会の特別委員会もやりますけれども、もっとこれに対して議論、激論で結構です、みんなで言い合って、どこでどういうものをつくっていくのかと。そういうふうにしていかないと前の話はこうだからということでは、どんなにしても前に進まないと思います。市長は庁舎は必要であると、どれくらいの規模にしてどういうふうにするのかはわからないというけれども、任期はあと1年半です。1年半で市長がどういうふうにしてやるのか、それとも次、もし選挙に出てもう一期して、これをやろうとしているのか。そのところを市長にお答えいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 月岡議員の再問にお答えいたします。

非常に難しいところを突かれまして困惑をしています。ただ、私の気持ちとしましては、やはり庁舎、先ほど部長からご答弁申し上げましたように、今は内部におきましてど

のようにすればいいかということ副市長を中心に検討委員会で議論をしております。その中身もこの庁舎建設委員会前には出てくると。これをもとにして、庁舎特別委員会でも十分、今、月岡議員がおっしゃったように議論をしてほしいなと思っております。

私は、以前にも申し上げましたとおり、庁舎は阿波市のシンボルということで、ぜひ建設しなければならぬというふうに考えておりますが、きのうから総理がおやめになると、意思表示もされました。日本のこれからの行く道というのは、非常に不透明でございます。先走ることもできません。今の私の頭の中にあるものは、市民のためになる実用的な庁舎、これはつくらなければならない。一方におきましては、市民の方が安心して避難場所として使えるということも十分考えてつくらなければならない。経費につきましては、できるだけ簡素で効率的な庁舎にしたいと。華美なものには走りたくない、走れないというのが現状ではないかと思っておりますが、こういうことを基本にしてしっかりと絵をかいて、議会の皆様にもお諮りをして、そして庁舎を前に進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどご質問の中にもございましたように、やはりこの旧4町のバランスというのも考えなければならないわけでもございまして、庁舎だけを切り離して考えるというわけにもまいりませんので、庁舎とほかの施設との関連というのも十分頭に入れてやらなければならないというふうに考えております。庁舎を一つすればすべて解決するものではないというふうに考えておりますので、そのところも十分皆さんと議論を重ねながら立派なものをつくりたいというふうに考えております。私も先日視察で現場にも行ってまいりました。いよいよどんなものかということ、私自身もしっかりと考え方をまとめていかなければならないというふうにも考えまして、そういうこともしておりますので、一生懸命に動いて、動いて動いて立派なものを作りたいというふうに考えておりますので、どうぞこれからも議会の皆様もしっかりと議論を重ねていただきまして、そしていいものをつくれたらと、このように考えておりますので、今後ともよろしくご指導をお願いいたします。終わります。

○議長（三木康弘君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 市長は毎回答弁の中で、庁舎は必要であると、したいということでございます。住民の皆さん方は、庁舎がなくなることによって本当に不便になる、支所がなくなることによって本当に不便をこうむるわけです。ですから、その分経費節減で阿波市が生き残っていくために合併をしたんですから、これからサービスを低下させない、その

ために本庁方式一本でやるということだけでも、その現状に合わせて、遠くになったところの中間に支所を置くということで、問題は解決できるのではないかと私は考えているんです。そういうことを議論もしないで、最初からこの場所どうこうということになるからおかしなことになるのであって、それが中間でなくても西寄りであろうと東寄りであろうと、それはそのときの対応で考えて、適当な場所で適当な値段のところでも格安にできるところで考えていくのが普通の考え方でないかと思うんです。

それから、今の庁舎を耐震で建てかえらなるとなると、本当に莫大な金額になります。今耐震基準にマッチした庁舎はないということを住民の皆さん方にはっきりわかっていたら、そういうことも含めて、住民の皆さんに本当に庁舎が要る理由というものを、はっきりとお教えしなければいけないと思うんです。これから先、企画課で検討していく中で住民の皆さん方の理解がいただけるのではないかと思います。ですから、その方策を考えていかなければいけません。

それと、実はこれ鴨島からの消印なんですけれども、吉野町かどこの方が全然わからないのですが、市長にお伝えしてくれということでございましたのが、けさ郵便受けに入っておりました。後でお渡ししますけれども、やはり合併嫌じゃというんですこの人も。もう大概にしてくれと。ですから、それを言われて、今市長が一生懸命やられている、また役所の職員の方も一生懸命やられているんですけど、先ほど高齢者の介護の保険も出てましたけれども、やはり年金生活者の方だと思うんですけど、これ以上私お金というものが無いんだということで、本当に悩ましい、痛々しいお手紙ですけど、やはり住民の皆さん方が腹の中に持っておられるということ、やはり考えておかないと。やはり先ほど2割の無年金者の方がどうやって生きていったらいいのかというときに、相談できる人がおらず餓死したり、この暑い中で熱中症で死んだ方、たくさんおいでるんです日本全国で。ですから、辛抱の抱をとったつらさというものになってきて、今まで戦後生まれの、戦前生まれの本当に厳しい生活を体験された方がお亡くなりになられたり病気になられて寝込まれている。そういう町にだけは阿波市はしないようにしましょう。ぜひ、弱者に優しいとか、それからあとは心配りができるようなそういうまちづくり、ですから職員の皆さん方に、また福祉で回られているケアの皆さん方にもぜひお願いして、阿波市の皆さん方で声かけ運動をやっていって、そういう悲惨な方が出ないようなそういうまちづくりをぜひお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三木康弘君） これで15番月岡永治君の一般質問が終わりました。

小休をいたします。

午後1時まで小休をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、6番松永渉君の一般質問を許可します。

松永渉君。

○6番（松永 渉君） 6番松永渉。議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

今回は、1点だけの質問であります。

板野郡西部学校給食組合の職員採用についてであります。新聞にも報じられたとおり、板野郡西部学校給食組合が組合設立以来、30年以上無公募、無試験、各首長推薦により職員採用をしていたということであります。今回の採用においては、阿波市においても市長推薦により2人の職員、公務員が採用されています。この採用について、質問をいたします。

まず、今回の市長推薦に至るまでの選考方法はどのようにされたのか、公募はされたのか、選考委員会につくられたのか、選考の委員のメンバーは何人でどういう立場の人がなされたのか、選考基準をどのように設けられたのか、職員の募集要件、募集人数は何人で応募は何人あったのか、年齢制限はされたのか、資格はどのようなものが要ったのか、今回地域指定をされたということでもありますけれども、地域指定はどのようにされたのか、今回の市長推薦に至るまでの選考方法の実態を、市民が理解できるよう明確な答弁を求めます。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 松永議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまの質問の中に、選考に至るまでの経過等についてのお尋ねがございましたけれども、選考につきましては、選考委員会あるいはそのようなものは一切しておりません。私の方が管理者の方から旧町村で退職があった場合は、旧町村で補充するというのがずっと続いておるので、今回は阿波市から2名の欠員ができるので、適任者を推薦をしてほしいということがございまして、男性1名と女性1名ということで、合計2名を私の責任におきましてこの人こそは阿波市から推薦しても大丈夫だということのもとに推薦をいたし

ました。結果は、管理者が面接をし、選考した結果、2人を採用するという事になって3月から3月1カ月は試用期間ということで、4月から正規になったというふうに聞いております。選考につきましては最終決定はあくまでも管理者の松尾町長でございました。私は推薦をしたというところまででございます。

資格につきましては、特別な条件はございませんでした。給食センターのこういう仕事、つまり調理と運転業務、それにふさわしい人をとということでございました。しかし、この前も報告いたしましたし、松永議員もこの前の組合議会にはわざわざ遠路傍聴にお越しただいておりました。そこで、ご承知のように管理者もいろいろな過去のことを反省と申しますか、考えながら先日の議会におきまして今回今後の採用についてのいろいろな改革をいたしました。そして、選考試験あるいは面接試験等につきましては要綱をすべて作りまして、これを組合議会におきまして報告をし、組合議員一同はこれにつきまして了解をしたということでございまして、この要綱によって9月1日以降はすべて実施をされるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 答弁を聞きますと、管理者の方で面接とかをやられたということでありましてけれども、今回30年間以上各首長イコール推薦イコール職員採用となっております。そのことを一つ頭に置いてほしいと思います。

答弁を聞きますと、公募はされていない、選考方法、選考委員会は立ち上げられていない、選考されたメンバー、委員ははっきりとしないと、それから選考基準も明確でない、募集要件については年齢制限なし、資格なしということで、公務員採用でありながら、やっぱり公平性、公明性を欠く異常な職員採用だと私は思います。

次に、今回の市長推薦や無公募、無試験採用が、行政上また法的に適正なものかどうかについて質問をいたします。

その前に、今の答弁の中で一応気になるところがありますので、先に再問します。年齢制限ですけれども、阿波市において公務員採用を行う場合、通常年齢制限がされます。この年齢制限は、どのような理由でやられるのか答弁を求めます。

もう一点ですけれども、この推薦までにかかわられた市長が意見を聞いたとかいう人の、いわゆる6月議会でしたか、この問題が取り上げられたときに市長が総務常任委員会で答えられた中で、だれかに紹介され何人かの意見を聞いて私が推薦したと答弁されてい

ます。このだれか、それと何人かの人の中に阿波市の市会議員がいるのかいないのか。それと、議員の3親等以内の親族が含まれているのかどうか答弁を求めます。

それでは、再問をさせていただきたいと思います。私は公務員採用というものは、すべて公募されなければならないと考えています。というのは、市民の皆さんが税を納められた。その税で給料をいただく、そしてその税を取り扱い、行政サービスを行う公務員という仕事、公務員になれる権利、資格というものは決して一部の人間や1人の人間が持っているわけではありません。公募するということは、市民の皆さんが公務員になれる権利、行政に参加できる権利、これを証明し、守ることである。で、公務員を公募せずに採用できる法的根拠は何なのか答弁を求めます。

2つ目に、今回地域指定がされております。退職された地域から公務員が選ばれるというふうな。で、公務員採用においては基本的に地域指定はできないと思っています。なぜかということ、公務員の仕事は最少の経費で最大の効果を上げることを企業以上に要求されるからであります。より広い範囲から、より多くの中から、より意欲のあるより優秀な人を確保することが行政の使命につながるからであります。また、阿波市の歳入、収入のうち半分以上は、全国の国税によって賄われている点もありますし、また国の仕事を受けている法定受託事務もあります。で、基本的に公務員採用において地域指定はできないと思っていますけれども、地域指定ができる法的根拠をお示しさせていただきたいと思います。

それと、今回の市長の推薦や組合が設立して以来、30年以上無公募、無試験、各首長で採用されてきた慣例と上級法の整合性について質問をいたします。

まず、憲法第14条、すべての国民は法のもとに平等である、これは法の本質でありまして、チャンスは平等に与えられなければならない。特に、公正・公平を担うべき公務員の採用においては、チャンスは平等に与えられなければならない。しかし、公募されない、公務員の募集が一部の人や一握りの人間しか知らないということは、チャンスが平等に与えられたとは言えません。法の本質との整合性がないと思います。このことについてどういう説明をされるのか答弁を求めます。

次に、地方公務員法第15条、職員の任用はこの法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。今回どのような能力の実証が行われたのか答弁を求めます。

次に、これに続く第16条、欠格条項。公務員になれませんよと、こういう人は公務員になれませんという部分があります。次の各号の一つに該当する者は、条例で定める場合

を除くほか、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができない。

1、成年被後見人または被保佐人。2、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。3、当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。4、人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者。5、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

ということは、逆に言えば、これ以外の市民の多くは職員になれ、またそれが競争試験であろうが選考であろうが、受ける権利を持っているということでもあります。資格があるということでもあります。これに続くところのこれに関係するところの第13条平等取扱の原則。すべての国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第16条第5号に規定する場合を除く外、さっきの欠格条項です、それを除けば政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならないと書かれております。

多くの市民の皆さんが職員になる権利、それから競争試験であろうが選考であろうが受けられる資格、権利を持っております。それが公務員の募集が情報が公開されず、一部の人間しか知らされなかったことについては第13条に違反する行為だと思いますけれども、この点をどのように考えているのか答弁を求めます。

以上、答弁を求めます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 松永議員のご質問にお答えをします。

このご質問については、給食組合に関連するものであり、私の方から組合の方に問い合わせをさせていただいた中でのご答弁ということでご理解をいただきたいと思っております。

初めに、年齢制限を行う理由ということでご質問がありましたが、地方公務員の競争試験については、一般的には年齢制限を設けて実施されています。年齢制限を設ける理由としては、我が国の雇用慣行が終身雇用的であり、長期雇用による職員の育成のために若年層に優先的に就職の機会を与えることが社会的に妥当とされていることによります。行政の円滑な推進のため、年齢構成のバランスのとれたものが必要と思っております。

続いて、公募せずに公務員採用ができる法的根拠と2番目の公務員採用に地域指定ができる法的根拠についてお答えをいたしたいと思っております。

これは、関連するのであわせて答弁させていただきますが、地公法第17条第4項は、人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は競争試験または選考によるものとするとして規定しています。さらに、競争試験に関しては、地公法第19条、これは受験資格をうたっておりますが、また第20条競争試験の目的及び方法と、また第21条では任用候補者名簿の作成及び任用方法に競争試験は広く一般に公開されるべきであると思います。平等、公開の原則及び競争試験の受験資格、目的及び方法、任用候補者名簿の作成等が具体的に規定されています。

一方、選考については、地公法に選考の方法等具体的な事項は何も規定されておられません。すべてが任命権者にゆだねられています。つまり、板野郡西部学校給食組合の採用については、公募しなかったこと、地域指定を行ったことについての法的根拠は選考採用ということで、任命権者の裁量にゆだねられているということでもあります。

また、3番目の慣例と上級法との整合性についてですが、この給食組合の職員採用については、地公法第17条第4項人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は競争試験または選考によるものとするとの規定及び地公法第18条の人事委員会を置かない地方公共団体は任命権者が行うの規定に基づき、組合管理者が慣例により選考によって行ったものであると思います。

日本国憲法第14条は、法の下での平等の原則を定め、地公法第13条は、平等取扱の原則を定めております。地公法第13条の平等取扱の原則は、憲法第14条の規定を受けたものであり、すべての国民に対し地方公務員法を平等に適用することは、憲法に基づく要請であるとされています。

さて、平等取扱の原則についてですが、地方公務員の競争試験については、地公法第19条により、競争試験はすべての国民に対して平等の条件で公開されなければならないと規定がされており、広く一般に公募され実施がされております。しかし、選考については、地公法に具体的に定めがされておらず、その方法は任命権者にゆだねられているということでもあります。整合性について考えると、選考については、特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法であり、国民に対して平等の条件で公開するという法的制約はなく、任命権者の裁量にゆだねられております。以上により整合性が保たれていると考えております。

次に、地公法第15条との整合性についてですが、地公法第15条は、職員の任用はこの法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わ

なければならぬと規定されています。板野郡西部学校給食組合の職員採用は、選考により行われており、選考の段階で職務を遂行する能力があるかどうか判断されたと理解ができます。

以上、答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 松永議員の再問にお答え申し上げます。

先ほどの質問の中で、阿波市の職員採用試験ではございません。これは、あくまでも板野給食組合の職員採用試験でございます。

それから、市会議員、紹介した市会議員がおったのかおらなかったのか、おりません。また、私の親族はおったのかおらなかったのか、おりません。また、選考でできるということにつきましては、今総務部長から法的な根拠をお示ししまして説明しましたとおりでございます。試験採用による方法と選考による方法、2つのことが認められております。その片一方の選考という方法でやると。しかし、誤解を招いてはいけないということもございまして、今回9月1日付で新しくこの採用のいろいろな要綱の決定をしたような次第でございます。

以上でございまして、今回の採用試験につきましては、そういう経緯もございまして、私は阿波市にふさわしい、その仕事にふさわしい人をご推薦し、選考管理者が十分面接をして最終的に決定をされたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 今の答弁の中で選考方法は市長の任命権で選考というところは、地域指定もそれから公募もしなくてもよいという部分がある、そういうことは書かれてない。裁量権のうちだという部分だと思うんですけど。そういうところの法律上、選考は公募しなくてもいいとか、地域指定はしなくてもいいという分が法的にあるんだったら、また答えていただきたいと思います。

今回、何ていうんですか年齢制限がされませんでしたね。それで、給食センターで先ほど言われたように、年齢制限をするのは若い人とか経験による能力の向上を見込んでいるということであつたんですけれども、年齢制限をたまたましなくて40代の方が入られているんですが、たまたま給食センターだったので、ちょっと試算をしたんです。同じ人が20歳から40年間働くのと、ほれと40から同じ人を雇うて60までの20年間、それ

を倍して人件費にどういふふうにはね返ってくるのかなという試算を給食センターの給与体系でやりました。すると、約2,000万円ぐらい40歳から雇った人の方が給料が安くなります。これ多分退職金まで含めると2,500万円以上安くなるのではないかなと思います。それで、そのためにさっき言われたような年齢による能力の向上がという問題はありますけれども、職種によっては40歳の経験で十分対応できる職種ってあると思うんです。そういう職種に対しては、年齢制限を上げる、拡大するという事で人件費は10から15%ぐらいカットできると思います。それと、ちょうどバブル崩壊時期の就職難や今の非社員の問題、それから結婚の晩婚化というような問題がありまして、30前後で結婚されてそれから30代後半で子育てが終わると。それで、この30代、40代に結構優秀な人また就職希望の人おられますので、ちょっと話は飛ぶんですが、職種によっては、今後阿波市において年齢制限を拡大することを検討されるのかされないのか、そこらも一つ答弁していただきたいと思います。

それと、あと私は先ほどからも選考で市長の裁量権だということを言われてますが、これについては後で質問させてもらいたいと思いますけれども、今回私は能力の実証というか、選考方法や選考委員、また選考能力の問題があっただけとは言えないけれども、4月に10人雇われています。6月から2人休職されていますね。8月の組合議会で臨時職員、足りない分の臨時職員の賃金が補正で組まれました。私はこの問題は選考方法がきちっとしていない、また選考能力の問題、それから選考委員の問題があると思うんです。それで、今回現業職なのに現場を一番よく知っている現場の責任者とか担当者が一人も入っておりません。これらのことは、やっぱり今後は副管理者でもあるし組合議会もあるんで、十分に検討して選考方法は変えていっていただきたいと思います。

それと、阿波市においては板野郡西部学校給食組合へ6,695万5,000円の負担金も出しております。それからまた、副管理者でもありますので、この無公募、無試験のあしき慣例、こういうものはなくしていかなければならないと思います。市長がさっきから今回組合議会で承認されて、組合議会の後に新聞でもすべて公募するようなイメージのことが書かれました。しかしながら、ここへ告示された規則とか、組合議会での議事録の中に本当に公募の実効性を確保している部分は私はないと思います。ですから、もう一度組合議会なりできちっとしたその辺の議論をして、中を改革して行ってほしいと思います。その部分をされるのかされないのか答弁を求めます。もう少し、本当に公募の実効性のある採用方法に改革されていくのかどうか。

さらには一部事務組合はもとより社会福祉協議会等の公的資金、それから税金が投入されています公共性の高い事業所の職員採用についても公募するように阿波市としては指導したり、また要望するべきではないかと思うんですけれども、それはされるのかされないのか。

それから、先ほどから選考で裁量権があるから、公募をしなくてもいいとか、地域指定がなくてもいいというような話があるんですけれども、私は結局この慣例、選考による慣例だと言われますけれども、この無公募、無試験採用というのは、組合を設立して以来30年間続いてきました。しかし、さっきも言ったように、選考だろうが試験採用だろうが、市民の方はそれを受けれる権利があります。公務員になれる権利がある。それをやっぱり一部の人間が情報で持つということは、私は間違いだと思っております。それで、憲法は60年前、それから地公法は56年前にできて、この慣例というのが30年前にできております。でもその時点で私は間違った慣例つくったと思っております。

そこで、この違法でありながら、なおかつ30年以上こういうあしき慣習が続いた大きな原因の一つに、さっき言われていた裁量権ですか、首長の任命権、裁量権の問題があると思うんです。裁量権と公募の位置づけや認識の問題があるんだと思います。私は、首長の任命権、裁量権、これはもともと国民の持っている権利だと思うんです。憲法第15条公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利である。もともと国民、市民が持っているこの権利を選挙等によって市長が信託されました。この権力である任命権を行使することはできると思います。しかし、この権力を行使することにより得られる利益、福利はやっぱり市民全体のものでなければならないと思います。一部の人や1人の人間に利益が行ったんでは困ると思うんです。

それともう一点は、今回この公募をせず30年間やってきたという任命権、要するに裁量権でやってきたということに一番問題は、この任命権という権力を行使することによって、市民が公務員になれる権利、行政へ参加できる権利、それを規定しています国民主権というものを侵した点です。逆に、公募というものは、市民が公務員になれる権利、それから行政へ参加できる権利、これに基づく規定しているところの国民主権を守り証明することだと思うんです。私は、公募しない公務員採用において、首長の任命権は存在しないと思っております。なぜならば、国民が、市民が主権者であるがゆえに、唯一公募によって首長になれることができるからです。公募というものは、首長の説明責任を果たし、みずからの任命権を守るためにするものだと思うんです。最後に市長にもう一回お伺いし

たいんですけれども、この市長の裁量権であります任命権、人事権と公募というような位置づけをどのようにされ、どのように認識されてるのか答弁を求めます。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 松永議員の再々問にお答え申し上げます。

私は、管理者でございませんので、任命権者ではございません。意見は申し上げることにはできますけれども、決定権はございません。今回公布されました附則等によりまして、この受験資格はその都度任命権者が定めるものとするという、こういうような規則をちゃんと公布しております。これに従って管理者もしておるといふふうに考えます。私は私なりの意見は機会がございましたときには申し上げてきましたけれども、その言うことがすべて通るといふことでもございません。そういうことで、任命権者のいわゆる権限の範囲というふうに私は思っております。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 先ほど、年齢制限を行う理由ということでご答弁申し上げたんですが、行政の円滑な推進のため年齢構成のバランスのとれたものとか、人事配置が年功序列型となっておるとか、いろんなそういった諸要件がありますが、市としてもそういったことが必要でないかなと考えております、年齢制限について。

（6番松永 渉君「裁量権が公募とか」と呼ぶ）

それについては、具体的な規定がないということです。

（6番松永 渉君「規定がないということ、条文ではないわけ」と呼ぶ）

そうです。

○議長（三木康弘君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 先ほどから言うように、裁量権というのは規定は条文にちゃんとした規定はありませんので、本当は任命権者という人の認識、市民の目線に立つのかという部分で決まっていくと思います。

いろいろ質問してきましたけれども、公募というのはあくまでも国民主権であるがゆえに市民に認められている市民が公務員になれる権利、市民が行政へ参加する権利を証明し、守ることです。国民主権に基づくところの基本的な人権を尊重し、民主主義社会を守るという公共の原点であります。また、全体の奉仕者を全体から選ばず、一部や一握りの人間から選んでいたんでは、行政改革、特に行政の公務員の意識改革や人事改革など

はできるはずがないと思います。公共で働く人はすべて公募、公共の人は公募は公共の原点であり、行政改革の入り口でもあります。事業は人なり、公共は人間なり、人と人の間に立って公正・公平を担うべき公務員の入り口はより厳正に、より市民に理解できるよう改革することを望みます。

最後に、今回の無公募、無試験の公務員採用については私の仕事、行政をチェックする能力のなさ、議員活動の怠慢であります。市民の皆様に対しましては本当に申しわけございませんでした。私の質問を終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で6番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

次に、22番吉川精二君の一般質問を許可します。

吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 議長より発言の機会を与えられましたので、22番吉川精二、通告をいたしておりましたところの3点につきまして一般質問をさせていただきます。

3点と申しますのは、お手元に資料がございますように、第1項め、ケーブルテレビについて、現在工事発注をいたしまして、本年の年度末を工期といたしまして工事が進められております。この工事についての現時点での問題点をお聞きをいたしたい。

まず、1点目は現在の工事の進捗状況。

既に発注いたしまして3カ月余り経過をし、残すところあと6カ月というような状況にあります。先年の昨年の工事では、2カ月工期がずれ込みまして市民の皆様方に大変ご迷惑をかけ、またこれの利用料の徴収等2カ月を延期したというようなことで、収支、予算、決算にも大きな影響が出たところがございます。工期内完成を目指しまして、現在どのような工事の進捗状況になっているのかお聞きをいたしたいと思います。

また、2点目の防災無線音声告知機端末についてでございますが、これも同時進行でテレビの入っておるご家庭につきましては、同時に工事がなされておるわけでございます。聞きますところ、現時点での加入率は約90%ぐらいというようなことでございますが、このケーブルテレビに加入しておらない家庭のこの対応、これについてお答えをいたしたい。

また、音声告知機の端末、この事業は合併特例債ということで取り組んでおりますので、本年度までで40億円というようなことで工事に取りかかっているわけでございますが、先般の契約で39億7,000万円というような工事の発注状況でございます。まだ

これから計画変更、設計変更等も出てくる可能性もあろうかと思えます。これらも踏まえまして、ご説明をいただきたい。

また、先般8月末をもちまして、私ども市場、土成につきましてはことしの工事につきましては継続の申し込みの用紙が配布をされております。これ先月末の締め切りということで、継続申し込みをされておりますが、この締め切った時点で継続の申し込みの加入者がどのぐらいあったのか。総加入者に対してこの申し込みの状況、また加入のパーセンテージ、既に締め切られまして今9月でございますので、実績が上がっていると思えます。これにつきまして詳細に説明をいただきたい。また、これと兼ね合わせまして阿波、吉野の両町で昨年実施をされました、2回目の推進月間を設けられまして加入金8万円のところ2万円ということで、推進をされました。この推進期間の申込件数、また昨年と合わせてのトータル、どのぐらいの加入になっておるのか、これも締め切りが終わっておりますので、現時点の報告をお願いをいたしたい。

また、この事業が終わりますと、来年度土成、市場におきましては、旧施設の撤去作業が始まるかと思えます。これの撤去、恐らく新設の設備でございますので、すべて市の一般財源で賄われると、このように認識をするものでございますが、これの見込みの金額はどのぐらいかかるのか、これ補助がありませんし、ご承知のように合併特例債の使用もできません。すべて市の一般財源、市民の皆様方の税金で取り組まなければならない、こう認識をするのですが、これの費用がどのぐらいか、また撤去の期間がどのぐらいかかるのか、これも総事業費の中には当然トータル的には入ってまいりますので、最終的までにどのぐらいの費用がかかるのか。

また、柿ノ木谷の防災無線、先般からテロップ、字幕で故障しておりますので、皆様方には大変ご迷惑をかけておりますというようなことで字幕放送で流れております。これの修復はいつごろ修理をされるのか、また費用はどのぐらいかかるのか、やはり災害発生時、非常に重要な施設でもございますし、これについてもお聞きをいたしたい。

また、今字幕で流れております案内、いわゆる市の広報でございますが、今の時代でございます、この機会にぜひとも視力の弱い方、また難聴の方もありますが、いろんな分野から考えまして、この際字幕だけでなしに音声を通して両面から伝達ができるように、せっかくの機会でございますので、取り組んでいただきたい。ぜひともこれ実現していただきたいと。非常に私たちでも字幕をずっと追って見ても、やはり聞く方と両方あれば便利だなと、このように思えます。また、防災無線等で放送されるのも字幕の方で音声の流れ

ておりますと、両面から活用ができますし、ご検討をいただいたらというようなことでお聞きをするわけでございます。合併特例債にいたしましても95%が適用になって、その後交付金で見えていただけるのが70%、ということは65%ぐらいの事業費に対する充当率でございまして、これに適用ならない部分等も含めまして、それ以下のパーセンテージになりますし、既に40億円到達をしておるといようなことを踏まえまして取り組みをお聞かせをいただきたい。

あと、指定管理者制度の今後の取り組みについてでございますが、1点目、養護老人ホーム吉田荘についてでございます。これは計画によりますとことしの3月末までに計画を仕上げまして、4月からこのような制度に移っていくといような構想、また決定をいたしたわけでございますが、現時点でのこの取り組み、これに対応するならばこの議会、遅くとも12月、理想とすればこの議会に条例改正、いろいろな事柄が提案されるべき時期に来ていると思うんですが、この問題の現在の取り組み、今後の見通し、あわせてその他の市内の施設の図書館と保養施設、道の駅等につきましても、またそれぞれの地域にございましての集会所、いろんな施設につきましても指定管理者制度、既に契約がなされておりますが、あと何か所か抱えておるわけでございますが、この箇所と目標、また取り組み等につきましても現時点でわかっておること結構でございますので、お答えをいただきたい。

また、やはり行政に求められますものは、十分な審議、熟慮をし、決定し、早く決断し実行に移すと、やっぱりスピードも競われるわけでございます。すべてに、計画より早く進んでおるものは何らない。すべておくれぎみであると。このような状況を踏まえまして、限られた予算の中で取り組むのでございますから、できるだけ経費の節約が図れるよう今地方分権が叫ばれまして、それぞれの自治体においていろんな面で格差が発生をいたし、また今後も出てくるというわけでございます。住民サイドに立ちまして、でき得る限り負担は軽くサービスはより高くといような先般来からの質問にもございましたように、取り組んでいただくのが行政に執行者また議会に課せられた責務であると思えます。このようなことから、でき得る限り先取りができるように積極的に取り組んでいただきたい。

合併して3年になりますが、予定より進んでおる部面は私の認識では一歩前へといのは余り見受けられない。すべておくれぎみである。このように認識をするわけでございます。十分理事者の方から提案をいただきますならば、議会といたしましても前向きに一生

懸命理事者とともに両輪で積極的に取り組んでいったらいいと認識をするものでございます。この点が2点目でございます。

あと3点目は、上水道についてでございます。上水道、先般議会開会冒頭に市長の方より、石綿セメント管全部更新が終わりまして、本年度ですべてこの工事を終了するというような報告を受けました。非常に災害時の発生等のときに心強く思いますし、関係各位に努力に対しまして私も議員の一人として感謝を申し上げ、敬意を表するものでございます。大変財政厳しい折、このような取り組みをされまして、本年度で完成をするということは大変喜ばしいことでございます。これにつきまして、二、三、お尋ねをいたしたいと思えます。

まず、市内の給水の問題でございます。旧市場町の水源につきましては、合併前から水源非常に枯渇をいたしまして、関係各位、渇水の時期には昼夜を問わず当直までつけて水の管理をいたしておりました。合併前年だったと思うんですが、異常な渇水に見舞われまして、阿波町から南大俣の方へ緊急的に配管をし、阿波町から応援をいただいたというような経緯がございます。長い目で見てみますと、やはり水源の確保は大きな問題でございます。先ほど来質問にありましたように、災害の発生したときまた長い目で安定的に供給を続けるとき、旧市場町の水道は日開谷川からの伏流水に頼っておるのが主な水源だと、このように認識をいたしとるわけでございます。この水源問題と兼ね合わせて吉野、土成、阿波、市場4町のこの総取水量に対しての利用の水量とどのぐらいの余力を持っておるのか、お聞きをいたしたい。

また、たしか市場町の水源につきましてもボーリング調査等実施し、かなり予備的な調査をされておるようですが、この水源問題、今後どのように取り組まれるのか。これは担当課長で難しかったら市長の方から答弁をいただいたらと思えます。

また、最近きょうも新聞に載っておりましたが、異常な気象で夏場、冬場を問わず早明浦ダム節水がたびたび報道されております。今の時期も既に五十何%ときょう新聞に出ておりましたが、年じゅう数回、幾度となくこの問題が持ち上がるとるわけでございますが、生活の水道でございますので、でき得る限り対応はできると思うんですが、このようなときを踏まえまして、やはり十分な水源の確保をお願いをする計画についてお聞きをするわけでございます。

それから、これは決算書に出ておりますが、特別会計、企業会計でございますので、この席でお聞きをしたいと思うんですが、17年、18年を対比いたしまして、有収率が非

常に悪いと、こう思うんです。吉野町は地域が7.2ヘクタールですか、非常に面積が狭く家屋が集合しておりますので、17年が78.2、18年が71.2というようなことの有収率になっております。土成が17年が69.6、18年が69.7、市場が17年が64.4、18年が60.2というようなことでございます。また、阿波におきましても17年が65.0、また18年が71.2というようなことで70%に届かない地区が非常に多い。これら、非常に市場は特に60.2というようなことで有収率が非常に悪い。大体3分の1ロスがあるというようなことで、3分の2か利用できておらないというようなことを踏まえて、これの原因はどこにあったのか。どのようにこの実態を把握されとるのかお聞きをいたしたい。

また、給水戸数が17年、18年比較いたしまして、あれです人口は250名ほどぐらいか減っておりませんが、水道のこの決算の上では七百数十名、753人ですか給水人口が減っておると、また戸数は130戸ほどふえとんですが、この報告では38戸減っておるといような報告になっております。これはどのような理由で実態とかけ離れた数字が出ておるのか、この点も説明をいただきたいと思えます。

以上、3点でございますが、答弁は1、2、3と分けて答弁をお願いし、また再問をお願いいたしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 吉川議員のケーブルテレビについてのご質問についてお答えをします。

質問の事項がたくさんありましたので、もし落ちてましたらまた教えていただけたらと思えます。

初めに、現在の工事の状況についてですが、市のケーブルネットワークの整備は、17年度の公共間を結ぶイントラネット事業に始まり、18年度はケーブルテレビ網がなかった阿波町と吉野町で実施し、19年度は阿波市ケーブルネットワーク施設整備事業を土成町と市場町で実施をしています。本年度、工事は5月に入札を実施し、さきの6月議会でご承認いただいた本契約に基づいて、引き込み工事に向けた準備を進めています。本契約の締結後、各業者はこれに係る部品や機器、あるいは光ケーブル等を調達しており、現在機器などの種類により、それぞれ時期は異なりますが順次納品されています。

これと並行して、現場事務所の設置、あるいは電柱への添架申請、また必要に応じて事前の現地調査などを進めています。既に一部のケーブル幹線路の工事に着手しており、今

後数カ月かけて全線を布設します。これと並行して10月中には各加入者宅への引き込み工事を開始していく予定です。これまでの工程はおおむね予定どおりであり、今後3月末までの工期内の完成に向けて努力をしていきたいと思っております。

続いて、2点目の防災無線音声告知端末についてでございますが、このケーブルテレビ施設整備事業は、テレビの難視聴区域の解消を図るだけでなく、光ケーブル網を活用してた告知端末関連の整備も行っています。これは、旧町がそれぞれに設置してきた防災無線や音声告知端末にかわるもので、平成18年度の工事、また19年度の工事が完了いたしますとケーブルテレビに加入されたお宅には、ほぼ全戸に音声告知端末が設置されることになります。放送と通信をセットで工事を進めております。そういったことです。

また、事業完了後は新しく各家庭へ設置させていただいた音声告知端末を利用して、必要に応じ行政情報や災害緊急放送をお伝えしていく予定です。この音声告知関連機器の整備方針は全戸を対象として推進してきましたが、ケーブルテレビ工事にあわせて設置しているため加入をしていない方の宅には設置ができていないのが現状であります。設置には引き込み工事や宅内工事が発生するため、強制的に設置できるものではありませんので、ケーブルテレビ未加入の方を対象に広報紙などを通して設置の希望を募るとともに、その申込件数などを総合的に勘案して整備方針を立てていきたいと考えています。

続いて、合併特例債の計画変更云々があったんですが、これについてもやはり加入者の増減もありますので、そういったことでどうしても変更契約を伴うことになりますので、またその節にはお願いをいたしたいと思います。

それから、8月末で継続申し込みの加入者数ということで、土成、市場の継続の申し込みを受けたわけですが、その申込率70%返ってきております。件数にしますと市場と土成で5,857件あるわけですが、70%ですので4,089件継続の加入の申し込みが返ってきております。

それから、阿波と吉野の2回目の促進期間での申込件数ということですが、阿波町ではこの6月、7月の加入促進の期間で191件、吉野では164件、それから市場では51件、土成では62件の促進期間中に申し込みがありまして、計で468件です。今までに加入されておる方と合わせますと件数で申し上げますと、阿波町で3,878件、吉野では2,506件、市場では3,561件、土成では2,409件、合計で1万2,354件、市全体での加入となっております。

それから、来年度旧施設を撤去費用と、期間はどれぐらいかというご質問でありました

が、これについてつきましても現在具体的ではございませんが、来年度にするか再来年度にするかということでいろいろ協議を重ねておりますが、まだ具体的に設計に入っておりませんので、費用はまだちょっとこの場ではお話しできませんので、ご理解をいただけたらと思います。

それから、柿ノ木谷の防災無線ですが、これにつきましては昭和53年に防災無線として設置されたわけですが、ご承知のように老朽化が目立って、現在故障中であります。そういったことで、部品とかそれにかわるもの代用品をいろいろ調査をしておったわけですが、やっと部品だけは見つかったんですが、やはり老朽化のためにその他がちょっと不備で、まだ少し調査の時間が必要で、すぐに対応できないというような現状でございます。この柿ノ木谷につきましては、現在進めておりますCAテレビで光ケーブルの線を張って、きちっとした整備を図るように現事業の中に含まれておりますので、そういったものも含めて整備をしていきたいと思っております。

それから、2チャンネルの字幕放送につきまして音声のお話がありましたが、これもこの事業の中に2チャンネルの字幕放送については声が出るように整備することになっておりますので、来年4月からというのはちょっと難しいと思っておりますが、5月、6月にはそういった声の出る字幕放送ができることとなります。

以上、簡単ですが答弁といたします。

○議長（三木康弘君） 吉川精二君。

○2番（吉川精二君） 今、総務部長より答弁をいただきました。追加加入が468戸ということで阿波と吉野、市場、土成の2回目の申し込みが大変多くの方々の申し込みがあったということで、やはりこの事業の目的からいって大変いい結果が出たんじゃなかろうかと、2回目の募集については成果が上がったと、このように認識をするわけでございます。この点は今回は打ち切りで、後はないんでしょうか、その点をお聞きをいたしたい。また、音声告知機の問題、5月、6月で工期が工事に含まれているのであれば、当然3月末に完成と同時に音声も流れるのが筋だと思うんです。5月、6月どういう意図でそういう月の目標が出てきたのか。今の工期に入っているのであれば、当然同時に完成するのが私は筋だと、このように思うわけです。ぜひ、工期内に完成をしてほしい。5月、6月やというような答弁は答弁になりませんよ、計画に入っているのであれば。

あと、進捗率模範答弁いただいたんだけど、私たちが見ましたところ、まだほとんど工事にかかるところ見受けんのですが、進捗率はどのぐらいいっとなんでしょうか、この

点お聞きをいたしたい。よろしく申し上げます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 追加はないのかということですが、本年度で最終です。

それから、音声の今お話があったんですが、工期は3月いっぱいということで、当然それまでに声が出るような工事については終了します。ただ、その放送する段階で、やはり即4月からということにはちょっと今私が難しいと言いましたのは、やはりこういったアナウンサーとかスタッフのかげんで、いろいろ調整しながら今それぞれ旧町ごとに放送しているんですが、それは防災無線なんです、今回その2チャンネルで声が出るということ、やはりアナウンサーとかそういったこともございますので、その調整をしながら即4月1日から声が出る放送をしますと、ちょっと事務的にも無理かなということで、今4月から5月かと、そういうお話をさせていただきました。

それから、進捗率につきましては、目に見えて工事がこれだけ済んだから何%と具体的にわかりませんので、率の方についてはちょっとご理解をいただけたらと思います。

○議長（三木康弘君） 吉川精二君。

○2番（吉川精二君） 私たちに認められているのは再々問までしかないんです。もっと、答弁親切にさせていただきたいと思います。ということは、2回でこれ答えが出てこなんだらそのまま私の方は再々問で終わるんです。

今、おっしゃった音声告知機の問題、今からまだ6カ月あるんです。その間にいわゆるそれに携わる人の養成、当然事務に合わすんでないんです。先ほど言ったように、行政はやっぱりできるだけ一步でも前へ、この残された下半期でそういう人員を養成し、同時に通話ができるように取り組むのが行政の住民に対する親切な取り組みです。当然工期が終わって、後ほど対応するというのは行政として甚だ住民サービスが考えられていない。まだ6カ月あるんですから、そういう人材を養成して同時に放送ができると、後で支障があったら工期が終わっていたらどうするんですか。やはりその間にテスト放送もし、住民のサイドからいったら工事完了して4月1日に一緒に放送ができると、これが投資に対する100%の効果なんです。後ででき上がって対応するというのは今の時代住民の理解は得られません。

それからもう一点、音声告知機の同時防災無線とCAテレビが同時に工事を施工しているというようなことで、残っている方の対応です。これも、やはり年々ずるずるといくんでなしにこの合併特例債で対応できる期間、早速広報し、申し込みを受け付けて、この同

じ工期内に工事が終了するよう、これだって来年に積み残すことは相ならん。ことしの3月末に設計変更してでも、実数をつかんで一緒に工事に入れていくというのが行政の責務だと思います。ただ、次の年があるというのは、投資効果また利用者のサイドからいっても大変合理性に欠ける。この点、もう一度工期内に完成をさせていただきたい。というのが住民に対する行政の務めです。先ほど一日でも早く住民に提供ができると、この基本姿勢を忘れたら行政としては成り行き任せと、こういうような結果で返ってくるんです。それで、これも最後の質問になりますので、明快に工期内にすべて取り組むと。できないはずないですまだ6カ月あるんですから。そういう人材も育成し、そういう対応もこの6カ月のうちにしたらいいんです。それから、今言いよった音声告知機にしても当然もう募集をし、取り組まれるべきです。そんでことしの年度内完成、それから継続の分も今70%、締め切って70%というような当事者はそれでどのようにとらえているんですか。やっぱり90以上、恐らく継続の申し込みあるはずです。今の時点で70%やいう、非常におくれておる。もっとスピード感を持って対応してもらわないと、ずるずる先があるけんというような今の時代はそういう時代。そんで、すべて今の点、工期内にできるように、ひとつこの場でお約束をいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 吉川議員の再々問にお答えをいたしたいと思います。

ほの声が出る整備については工期内にこれは完了します。ただ、今議員ご指導いただいたようにそういったその放送に向けてのアナウンスとかそういった分については、前もって準備をしていきたいと思います。ただ、その工期が3月いっぱいですので、やはり4月に入って検査とかいろいろありますが、そういったほのテスト当然声を出してテストをしなくてはなりませんので、工事については3月いっぱいの工期内で声が出るように完了いたします。

それから、音声告知機、テレビと音声端末セットで今整備できているわけですが、音声告知端末だけお申し込みのある方については、先ほど少し答弁させていただいたんですが、10月の広報の中に音声告知端末だけの申し込みについて募集をいたしたいと、そのように思います。

それからもう一点、継続でしたか。

この市場と土成の継続の加入の申し込み、その書類が返ってきたのが今先ほど申し上げましたのが70%でありますので、当然返ってきてない、申し込みのない人も当然加入者

ということで、整備を進めていくことになろうかと思えます。

(22番吉川精二君「そういうきちっとした答弁、それだったら申し込みせんでもええ」と呼ぶ)

いや、これについては、何でその継続の申し込みをお願いしたかといいますと、やはり旧市場と旧のLANの人については、以前もう何十年も前から加入しているわけです。その中で死亡者もいるし一つの家庭の中で2つに分かれている家庭もあるし、きちっと書類的に上げてもらう必要がありますので、今回そういった継続の申請をお願いしたいと思います。

うちに返ってきた書類自体はもうそれだけしかなかったと、約7割しかなかったとそういうことです、継続の加入の申し込みについては。

以上です。

○議長(三木康弘君) 吉川精二君。

○22番(吉川精二君) 再問までですから、これ規約がありますので、このルールを外れるわけにはいきません。今、部長の答弁は、答弁にならないですよ。今の時点で70%、これはもう答弁結構ですけど、また後ほど。一つのルールですからもう答弁結構ですけども、70%というのは今の時点でそれだけか把握ができて、計画していく上で今言いよった世帯が分かれとるとかいろいろ複雑だと、それをつかむための調査でしょうが。

(総務部長八坂和男君「はい、そうです」と呼ぶ)

ほな、それが8月末までということで、これにちゃんとできとるでしょう。

(総務部長八坂和男君「そうです」と呼ぶ)

そしたら、もしできとらんところは、半月前なりしばらく期間のあるうちに、届いとりませんよと、してくださいという案内がなぜできんのですか。そうせな、計画立たんでしょうが。継続が来とらんのに設計進めていくわけにいかんでしょう。これの意味は何ぞやと言ひよんです。これ、8月と書いているでしょう、これ。少なくとも、今90%ぐらい来とらないかん。そういうことがあるけん、こないだの2万円の受け付けでも2回もせないかんようなことができるんですよ、推進期間のね。やはり、行政は十分に情報提供して、先ほど来質問にも出とるように、親切さが要るんですよ、親切さが。

で、さっき言いよった、これもまたもう答弁は結構ですが、後の検査についても、検査どのぐらいかかるんじゃ、そんな、音声やするのに。4月1日から放映ができるのに、字幕の分だけが許可がおりんのですか。放送ができるのに、字幕の音声の方がおりんやとい

うことないでしょ。検査別々ですか。

(総務部長八坂和男君「検査は一緒です」と呼ぶ)

ほな、おかしいで。議長、きちっとそこらの答弁の整理をやってもらわなんたら。

○議長（三木康弘君） 暫時休憩いたします。

午後2時14分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 22番吉川議員の養護老人ホーム吉田荘の指定管理者についての御質問にお答えしたいと思います。

去る6月に、議員の方から吉田荘の将来についてご質問がございました。吉田荘につきましては、9月に方向性を報告できると6月議会に答弁いたしました。内部検討委員会の中での問題点の精査等に時間を要しまして、9月に報告ができておりません。まことに申しわけございません。

18年度には3回の検討委員会、またこの4月からは2回、総務部と健康福祉で1回、理事者側と、市長、副市長と1回、8月までに検討をしてきたわけでございます。集中改革プランの中で、吉田荘につきましては20年4月から指定管理者もしくは民営化という方向性が示されておるわけでございますが、吉田荘は、ご存じのように、築33年の老朽した施設でございます。その内部の施設の修繕等につきまして、今現在、どういった部分に修繕が必要か、その部分を精査、検討中でございます。この修繕部分がある程度出てきて、外部検討委員会の中で吉田荘の将来性また民営化について民間の委員の方々の意見を踏まえまして、12月に指定管理者の条例改正等、また議会に報告ができるものと思っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 指定管理者制度の今後考えている施設はということですが、これまで、市にかわって公の施設の管理は市の外郭団体や公共的団体に限られていたものが、自治法の改正により、市民サービスの向上と施設運営の効率化を目的とした指定管理者制度が導入され、会社やNPO法人などさまざまな団体が公の施設の管理を行うことができるようになりました。

市においても、集中改革プランの中で民間活力の導入を重点項目に位置づけ、これまでに指定管理者制度を健康福祉施設7カ所、温泉観光施設5カ所、飲料水供給施設4カ所、集会所36カ所、図書館4館の計56施設に導入し、予想以上の効果も上がっているところであります。今後におきましても、集中改革プランの推進とあわせて出先機関等の運営方針の検討を行いながら、民間活力を積極的に活用したいと考えています。

今後において、民間委託や指定管理者制度等を検討する施設としましては、今お話がありました吉田荘とか公民館、児童館、市立保育所、学校給食の調理等、こういった施設を検討しているところであります。今後の目標といたしますか、それについては、各所管の課から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（三木康弘君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） それでは、吉川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど総務部長が答弁いたしました施設のうち、教育委員会へ所管の施設が公民館と学校給食センターがございます。

まず、公民館でございますが、教育委員会では平成18年度に教育施設検討委員会を設置いたしております。それで、その検討委員会で教育施設の管理運営について現在それぞれ協議をいたしております。公民館の運営につきましては、指定管理者制度の導入について協議をいたしておりますが、阿波町、市場町、それと土成町、吉野町とでは公民館活動で大きな差異がございます。また、公民館事業は地域とのつながりが非常に大きく、指定管理者制度がよいのか、業務の一部委託がよいのか、慎重な検討が必要と思われまいます。引き続き検討委員会で協議をお願いいたしまして、今年度中に結論を出したいというふうに考えております。

また、学校給食センターにつきましては、現在、阿波、市場については阿波、市場給食センター、土成、吉野につきましては板野郡西部学校給食組合が市内の児童・生徒に給食を提供しております。施設検討委員会でも、統一して市内の給食センターから給食の提供ができればと議論をいたしておりますが、ご承知のように、板野郡西部学校給食組合は板野町、上板町、本市で構成しております。そういった関係で、構成町との協議が調った上で、指定管理とするのか民間委託とするのか検討をお願いしたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（三木康弘君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 健康福祉部所管の児童館、保育所について答弁させていただきます。

児童館につきましては、市場町に3館、保育所につきましては全市で11カ所の保育所がございます。児童館につきましては集中改革プランで21年4月、保育所も同様に指定管理者制度が打ち出されております。この2施設につきましては、それぞれ今内部で検討委員会を立ち上げながら十分検討をしているところでございます。その後、今指定管理者をしております小松島、鳴門の方へ現場視察等の中で、その問題点等を洗い直しをしたいと思っております。

また、保育所、児童館につきましては、保護者の意見また現場の意見を十分聞きながら、阿波市の風土に合った体制ができるかどうか内部討議をしながら、また外部委員会の意見を踏まえて、集中改革プランの中でその趣旨に合うかどうか十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） ただいま、それぞれ担当より現時点での計画、推進状況等答弁をいただきました。本年度中に一応予定をして協議を調えるのが、吉田荘と公民館というようなことでございます。十分協議をされまして、おくれることなく、しかも住民に対して十分従前どおり、より以上のサービスが提供できるよう、ひとつご努力をいただきたいと思います。

隣接の吉野川市、石井町につきましては、特別老人ホーム、民間へ既に委託ができておるようでございます。本市におきましても、できる限り住民の、また利用しております方々のサービスの低下がなきよう万全の対応をとられ、また経費の節約にでき得る限り早く努力をしていただきたいと思います、このようにお願いをしておきます。

続きまして、次の3問目をお願いいたします。

○議長（三木康弘君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 吉川議員のご質問に答弁させていただきます。

上水道事業についてということですが、まず1点目の市場町水源地の今後の見通しについてということですが、市場町は現在の井戸が老朽化しておりまして、冬季の渇水期には水不足になるおそれもあります。そのため、平成18年3月に大野島において井戸の調査を行い、1日当たり1,700立米の水量があり、水質も水源に適應しているこ

とを確認しています。今後は、この調査をもとに、井戸と導水管の整備を行うか、または阿波町から市場町の一部に給水する方法のいずれかを考えております。

また、阿波町から市場町に給水する場合には、阿波町の水源地の送水ポンプ、配水池の見直しを行い、送水管、配水管の整備が必要となりますので、このことについて十分に検討した上で計画をしていきたいと考えております。

2点目の旧4町の水源供給と使用とバランスについてということですが、旧町ごとに申しますと、まず最初に阿波町の計画1日最大給水量は9,000立米でございます。それに対し、19年8月の1日最大給水量は8,341立米でございます。次に、市場町は、計画1日最大給水量が8,500立米で8月の1日最大給水量は7,355立米、次に土成町は、最大給水量が7,000立米で8月の1日最大給水量が4,753立米です。吉野町につきましては、7,700立米に対しまして最大が4,567立米でございます。

以上のような状況で給水をしております。

3点目の有収率の向上についてですが、先ほど議員の方からお話がありました、決算書においてもちょっと有収率が低いんじゃないかというふうなことですが、本年度で石綿セメント管更新事業が完了いたしますが、石綿セメント管布設がえだけでは十分な有収率の向上が見込めないと思われまますので、年次計画を立て、老朽管の更新と漏水調査を定期的に行い、漏水防止の対策を行い、配水管の使用効率を上げるとともに、メーターの負荷をなくすために、計量法に基づき、今後も定期的にメーターの交換を行ってまいりたいと思っております。

それと、特にといいますか、市場町の有収率が低いのは、開設当時からの古い配水管がほかの3町に比べ多く残っていること、それと地形の関係で圧力の高い場所があり、配水管に負荷がかかること、それによりまして漏水が多いと思われまます。また、市場町を主に石綿セメント管更新事業を行っているため、漏水修理などが多いため、洗管作業による放水を行うなどの要因が考えられます。

4点目ですが、現在の水質は5年から10年前と変化はあるかということですが、水質につきましては、阿波市では水道法に基づき水質検査を定期的実施しております。旧町ごとの水源につきましては、阿波町、市場町、吉野町は地下水を、土成町は伏流水を取水しておりますので、水質的には安定しております。また、1年間を通して見ますと、夏季において次亜塩素濃度が若干低くなりますが、規定の範囲内ですので問題はありませぬ。こういうふうなことから、水質検査内容につきましては、5年ないし10年前と

ほとんど数字的には変わりはありません。

それと、決算書の中で、給水戸数と給水人口が住民基本台帳の数字と、減少した分について差があるのでないかということでございますが、これにつきましては水道課の方で、規定に基づきまして、入る場合には加入届、出る場合には廃止届、休止届、それと所有者変更届、使用者変更届、そういうふうなのを書類をもらって、その届けに基づきまして現地でとめるなり工事をするなりの作業をしております。数字的な違いにつきましては、やっぱりこの届けについて時間的なずれがあるんでなかろうかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今、水道課長より答弁をいただいたわけでございます。水源の確保について、阿波町の分から接続をし、市場の方へ補充をするということと、大野島の水源調査の結果、水量の調査が終わっておるといようなことで今答弁をいただきました。大野島で1,700立米というふうなことです、基本的にどちらの方法で進めていける計画をしておるのか。阿波町の方からつなぐのか、向こうで確保をするのか、どちらを選択して進められるのかお聞きをしたい。

それから、今、手続云々というふうなことで、この数字の変更について話がございましたが、最終3月末の時点で給水人口が753人減ったんですね、17年末と18年末と対比したらね。それから、戸数が33軒減ったんですね。これ、実質は戸数は137戸ふえとんですね、市内において。それで、手続上でこういうことが起こるとい今答弁なんですけれども、数字の上からいうて手続上の問題じゃないように思うんですが、実態をどのように把握されとんでしょうか。

人口が、給水人口、区画変更したりしてほかへつけたとか明快な答えがあったら理解ができるんですが、753人減ったと33戸減って、片や戸数は137戸ふえとるといようなことで、実態等を踏まえて、やはり理解がしにくいんです、同じ3月末時点で、ここを明快に、手続というのは毎月毎月あるので、年末に集中するわけでもないでしょうし。ここをもう少し詳細に説明をいただきたいのと、今言いよった、阿波町からの補給でいくのか、水源地を大野島で確保するのか、どちらを選択していくのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（三木康弘君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 再問にお答えします。

市場町の水源地の改良ということで2点ほど申し上げましたが、これにつきましては、これから検討させていただいて、それで上司とも相談して、最良の方法で決定いたしたいと思えます。

それと、2点目の給水戸数なり給水人口の誤差ですが、住民基本台帳との差の関連といえますか、それについては、私の段階では明確な回答ができません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三木康弘君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今、水源地の取水計画については、ただいま答弁いただいた阿波町からの補給をする、また大野島から水源を新たに求めるといような2つのうちをこれから検討していきたいということでございます。できるだけ早く、十分対応ができるように、この状況から見ましたら阿波町もそう、土成、吉野は先ほどの答弁からいくと大分余裕があるようですが、阿波町は9,000で8,300利用があるといようなことで、ちょっと事故なり漏水等が、パーセンテージが変わってきますと、ほとんど正常な供給状態じゃ余裕は余りないんじゃないかなろうかと、このように感じるんですが、できるだけ早い機会に、どちらを選択するか十分事業計画を立てて取り組んでいただきたいと思えます。この点は、市長に、最終的にどちらにウエートを置かれるのかお聞きをいたしたいと思えます。

あとの分は、きょう答弁ができないということでございますので、後日またこの原因等につきまして、後ほど議会終了後でも、また明日でも、わかったらひとつ議会の席でなくても資料でまた提示をいただきたいと、このようにお願いをするわけでございます。

終わりにになりましたが、前段も申しましたように、市の執行者、担当者、非常に努力をされまして、これ旧市場町地区がほとんどでございますが、17年、18年、19年で、2億4,410万円といような巨額の事業費をもちまして石綿セメント管が全部布設がえが終わったといようなこと、大変評価を申し上げる次第でございます。これと相あわせて水源問題、できるだけ早く効率的な運営ができますようお願いをするわけですが、今2つ出たんですが、市長としてはどの方を選択されるか、現時点での考えで結構ですので、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（三木康弘君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 吉川議員の水源地の問題についての再問にお答えを申し

上げます。

この前に、やっぱり水道というのが、来年から国におきましてライフラインの整備ということもございまして、大きく整備の計画を出す必要も出てきております。そういう中で、私は、費用が要っても、やはり水は最も大事でもございますので、ライフラインの確保のためにも、またそのもとであります水源地の確保ということも大事でございますので、やっぱりご指摘いただきましたように、阿波町の場合はもうずっと余裕があるというわけではないと思うわけなんです。

そういうこともございまして、長い目で見て抜本的な整備計画というのを立てて、議会の皆様にお諮りをしてやっていかねばならないというふうに考えてまして、本格的な整備計画を、担当課と一緒に協議をしながら来年度に向かって進めて、来年度からやっていきたいと。当然、国の新しい整備計画によります補助金制度等もございますので、それを活用しながら、おくれないようにそういう整備をし、あわせて緊急のときに水に困らないよう、水源地があれば、それだけではなく、水源地からやはりある一定の場所までは飲料水を持ってきて、そこでする方がよりいいんじゃないかなというふうに考えもできますので、もう抜本的な水道全体の整備計画を来年度からかかっていくようにしたいと。その中で、早く結論が出るようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 最終になりましたが、市長より答弁をいただきまして、やはり現在の取水能力を分け合うことなく抜本的に新しく水源の確保をし、十分な水量を確保した方向で進みたいというような決意のほどを答弁をいただきました。私も、その方が懸命ないき方でなかろうかと、このように認識をするものでございます。今、市長から答弁をいただきましたように、担当課一丸となって、この水源確保ができ得る限り早く完成し、市民が安心して利用ができると、少々の需要の町があっても十分対応できるというような方向で、水道課長よりは2つのうち今後検討するというような答弁でございましたが、今市長から決意、答弁をいただきましたので、今の市長からの答弁の方向で十分水源を確保し、余裕のある供給ができますように、一日も早い完成をお願いをいたしまして、一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（三木康弘君） 以上で22番吉川精二君の一般質問は終わりました。

次に、14番武田矯君の一般質問を許可します。

武田 矯君。

○14番（武田 矯君） 順番が来ましたので、通告してあります順番に質問いたします。

3つに分けて質問いたしたいと思います。

児童福祉施設について、児童の遊び場。それと2番目、環境保全について。これは、阿波市でも今計画しております2,000町余りの、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の予算です事業でございます。次に、3番目の産業施策について。これは、私もたびたび言っております資源の活用について、農地、工業用地、山林、用水ということで、これは一発でして質問いたします。

それでは、本題に入る前に、ちょっと前置きとして言わせてもらいます。

1番の遊び場について。昔は、夏休み、私たちは経験があります。子供が、兄弟はようけあります、また隣にもようけありまして、池へ水遊びに行かんかと、こういうことで、もう親も監督ができず、子供で自由に行ったことがあります。

しかしながら、今は少子・高齢化で、また親御さんも勤めに行って子供を見ることがないので、保育所とか、また大きくなれば学童保育へ行っておりますが、聞くところによりますと、阿波市では夏場、子供が遊びに行つて水遊びをする場が少ないと。特に、西の方は少ないと。それで、私はお聞きしたいんですが、阿波市に何カ所、どこに、こういうところがあるかお聞きしたいと思いますので、関係者のご答弁をお願いいたします。

そして、私の考えでございますが、私もこの前そよ風広場へ、質問するのできちっと見とかないかと思って行きましたが、平日で夕方でもありましたので、だれも来ておりません。上へ、前1回上がったことがあるんですが、水遊びするような小さいプールとかはないと私は思っておりますので、ご答弁をお願いします。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） ただいまの武田議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会関係で水遊び場とすれば、学校のプールということになります。阿波市内には、小学校10校、中学校4校にはそれぞれプールがございます。また、土成中央幼稚園にも、小さいんですけどもプールをつくっております。

以上が水遊び場といましようか、プールでございます。

もう一つ、これは吉野町にウォーターパークと申しまして、水泳ができる、水遊びがで

きるところがございます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 私も、ほかは知りませんが、そよ風広場へ行って見たんですが、施設は高いところから滑り台とか展望台とかそういう施設がありますが、見た限りでは、草もはえていますし、この施設を十二分に活用できやらんと。それで、できるのであれば、こういうところに子供の水遊びするとか、小さいプールをするとか、ほういうことを考えておりますが、理事者の方はどういう考えかお願いします。

○議長（三木康弘君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 武田議員の阿波市の西部の方にもプール、子供の水遊び場を建設というご質問でございますが、まず最初に、吉野町ウォーターパークがどういった経緯でできたかというのをまずご説明申し上げたいと思います。

吉野町のウォーターパークにつきましては、合併前の吉野町がふるさと創生資金を活用いたしまして、平成元年度に事業費約1億5,000万円をかけて、吉野中学校の生徒用のプールと社会体育施設を兼ねて建設をいたしております。そして、このウォーターパークにつきましては、これまで多くの方に利用をいただいておりますが、毎年の維持管理費と、建設後約19年という年数を経過しておりますその関係で、修繕に多くの費用を現在要しております。今後、老朽化がますます進むにつれまして、修理費用等がかさんでまいります。将来的には、社会体育施設として使用可能かどうかを検討する必要があるんじゃないかというふうに現在考えておるところでございます。

議員が言われるように、阿波市の西部でも建設できれば、子供たちとか、また保護者の方、非常に喜んでいただけるものとは思いますが、徳島県内の市町村で幼児用プールというのを調査いたしましたが、徳島市と阿波市、吉野町でございますが、2カ所しかございません。そして、本市より6.3倍の人口がございます徳島市でも1カ所しかないということで、非常に厳しいものがあると思います。

また、水泳や水遊びというものは毎年全国で多くの事故が発生しておりまして、監視人でありまして保護者の付き添い、こういったことが必要不可欠でございますので、建設費用とあわせまして維持管理費に多大の費用がかかります。ということで、計画には今後十分な調査と研究が必要と思われます。阿波町から吉野町まで車で約30分少々かかりますけれども、こういったことの、今申し上げましたようなことをご理解いただきまして、吉

野町のウォーターパークの方までお越しただけならというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 私、再々質問で、これはもう最後に質問したいと思いますが、吉野町まで行けど、小さい子供を連れて。本市に、西の方にも1カ所あってもいいのではないかと私は考えております。

昔は、子供は自由に遊んで野生的で、木に登っても強い、ちょっとぐらいでは骨も折れず。今は、もう温床育ちみたいにして、子供が少ないし、皆親も危険なところへはやらんというふうにして、ちょっと落ちても骨を折るとか、こういうことを聞きます。やっぱり、人間は自然の子でありますので、自然になれて、そして子供のころに脳は大部分発達して、大事な時期で児童はありますので、私は金は多少かかる、今のそよ風広場であれば敷地はあると。また、土柱の観光にも相乗効果もあると私は思っておりますが、それについて、もう一度の答弁をお願いします。

○議長（三木康弘君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） ただいまの再質問でございますけれども、議員のおっしゃられるように、確かに今現在の子供たち、いろんな面で制約が多くて、自由に遊んだりすることが難しい環境でもあります。今、学校あるいは小さい子供を含めまして、体験活動というものがもう非常に大事なときでありまして、できれば議員のおっしゃるようないろんな遊び場所があって、また水泳、水遊びがするところがあって、大きく育てていくのが一番いいかとは思いますが。今現在、学校では、そういったことから考えまして、牟岐少年自然の家では海の体験をするということも取り入れてはおります。

ただ、議員のおっしゃられる、そよ風広場あたりにそういった水遊びのところをつくってはどうかということでございますけれども、先ほど森口教育次長の方から答弁させていただきましたけれども、いろんなことを考えますと大きな大きなお金が要りますし、お金のみならず子供たちのためにとおっしゃられるかもしれませんけれども、大変議員の発想はすばらしいものがあるとは思いますが、今現時点においては難しい状況ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） もう答えはできませんが、私、意見として申し上げまして、この問題はもう終わりたいと思います。

私も、10年余りこの一般質問をやってまいりました。その中で2回ぐらいは、ちょっとおくれて来てできなるときがある。それ以外は全部しておりますが、理事者と議員ということについて、ちょっと述べさせてもらいたいと思います。

私は、はっきりと言うて、できんのはできんと言うて、それは結構でございます。しかしながら、理屈に通うもので、金が少し余計に要るけんできんという、それはやっぱり欲得で、物事を善悪で判断せなんだらいい政治にならんのでないかいなど。市長や副市長偉い人がたくさんおりますが、一言申し上げておきます。

これからは、いろいろな、今教育長が制約があるとかというのは、これは逃げ口上であって、しようと思ったら特区もあるし、いろいろなしやすいような法律もあるので、これはちょっと腑に落ちんと私は思っております。これで、私はこの問題について、嫌みを言うたんでございますが、これで終わります。

次に、2番目の環境保全について。これをちょっと、この趣旨を読ませてもらいます。

農地・水・環境保全向上対策支援事業、これ19年度から始まっております。助成金の使い道として、団体に環境のこういう仕事、例えば改良区がどぶざらいするとか、水路の。また、農道の整備、草刈りをするとか、導水路の掃除をするとか、いろいろ、私は小倉でございますが、小倉でよくわかりますので、もう去年からパイプ配管になりまして、用水はもう使わんようになってる。もう排水路になっております。それで、皆生活排水とかを流して、ことしは全部地区、非農家も一緒に出ました。そして、今までは改良区の委員だけが出ておりましたが、皆出ました。

導水路が正広の上の方に、伊沢谷から水が出たら池へ入る、大正年間ですか、そのころにした導水路がある。これも大分傷んで、直してくれ、直してくれ、正広地区の人が言うんでありますが、それもこういう金があったら、少しでも目塗りしたりできると。改修はなかなかできん、何億円も要りますので。修理するとか、そういう金に使いたいと地区の人が言うておりますが、改良区の代表が手を挙げなんだと。それで済ませるものであるんでしょうか。私は、それについて疑問を持っております。入っとる人はこれでよろしい。しかしながら、薬師谷は入っておりません。

この前も副市長と話したんでございますが、副市長は建設部の農業の方の係の人を呼んでしたのでありますが、あれ、たしか7月の末でなかったか、6月の末か、もうこの月じゅうだと。申請するのは、この月じゅうだと。もう手続が1週間から10日かかるので、もう今から手続しても間に合わない、私も、地区の自治会の会長でも、改良区が反対

してでもするという受け持ってきたんでございますが、そういう関係でもうこの前も自治会長に言いました、もう時期が足らんけんでできないと。

そして、中山間であれば5年間、絶対1年置いたら4年でできるので、これもできないと。それは、私はちょっと法律がおかしいんでないかな、上の。法治国家でありますので、法律で整理をするんでございますが、これは民主主義というか今の世の中に理不尽なように思うので、私の考えでは、市の市長なり副市長なりで幹部の人が上へ働きかけて、県とか国へ働きかけて、これを陳情してもろうてもせな、阿波町4,000町と私は見ておりますが、計画では2,800町と書いてありますが、それも私腑に落ちない。合併当初、秋山部長が建設部長の時分に4,000町あると、阿波市の耕地面積が。それなのに2,800町というのはおかしい。山も53%と書いてあるけど、私は日本全国の山は70%ぐらい日本の国は山だと、山林。阿波市もこれに似たぐらい山があると私は聞いておりますが、それも53%ぐらい。これ、私の方が違うのか、この本の方が違うのか、この説明もちょっとお願いしたいと思います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、農地・水・環境保全事業の件でございますが、この制度につきましては、土地改良区独自では取り組みができない、そういうふうなところに、任意の地区や集落、まとまりのある集団、それを活動組織と言うわけでございますが、それによります農地の保全、これを中心といたしまして、施設の保全、管理、環境保全活動への取り組みなど行っておるわけでございます。

その経過につきまして概略をご報告申し上げたいと思いますが、昨年4月に徳島県農地・水・環境保全活動推進協議会が設立をされました。昨年8月から本年1月にかけて、県庁、吉野川北岸事務所等におきまして、市内改良区、それから阿波市ともに7回程度国、県の説明会が開催されたわけでございます。このうち北岸土地改良区での説明では、北岸土地改良区からの要望もあり、地区内受益地区においては管内の改良区、整理組合を母体といたしまして地域を巻き込んだ区域設定、いわゆる水系単位での事業の取り組みを推進していくように、理事、各改良区役員、事務局ともに同意がなされたわけでございます。そのことを踏まえまして、各地域に持ち帰って協議をしていただいたわけでございます。

そのことによりまして、阿波市は、7月ごろから各改良区単位にて総代、組合役員、自

治会長等に集まっていたいただき、説明会を行っております。その中でも特に希望があった水利組合、自治会に対しましては、随時改良区もしくは改良区と市職員、県職員ともに説明をさせていただいたわけでございます。この中で、地域の皆さんの協力はもちろんのことでございますけれども、区域の設定に当たりましては、水系のみではなく、水系に接する集落等がございましたら、十分に協議、案内の上、事業参加の意思等を確認していただけるよう説明のたびにお願いをいたしておるわけでございます。このことによりまして、6月末までに各土地改良区で取りまとめをしていただきました。このような経緯でございます。

先ほど、武田議員の方から、時間がなかったので辞退をせざるを得なかったというようなご質問、ご説明があったわけでございますが、説明内容につきましては、期限があったというのは事実でございます。それと、土地改良区だけがするのではなく、集落であったりいろんなボランティア組織、そういうふうな方々が一体となってやるのがこの事業でございます。そこで、説明会の中で、県の説明会、各土地改良区の説明会が何回となくあったわけでございますが、この中で特に言われておりますのは、当年度に採択されなかった場合は次年度以降の採択の可能性はないと、そのように何回となく説明を受けておるというふうに聞いております。周知はできておったのかということでございますが、その辺については、何回となくその会の都度説明をしておりますという担当課の意見でございました。

それで、辞退されたということにつきましては、阿波中央土地改良区のうち薬師谷水利組合でございましょうか。6月末に辞退の申し出がありまして、改良区からそのように辞退の申し出があるというふうに伺って、今回、その申し込みには入っていないと、そのような状況でございます。

面積につきましては、私も約4,000町歩と認識をいたしております。それで、今回申請をされましたのは、2,029ヘクタールで30団体でございます。ですから、半分ぐらいの面積がこの事業でカバーされると、そのように思っております。

森林面積につきましては、約1万ヘクタールございまして、総土地面積の約53%と認識しております。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田 矯君。

○14番（武田 矯君） 私、今の答えには不服でありますので、再質問いたします。

この問題は、例えば子供が4人あるとします。そして、約2人にこういう制度だと、1反に4,400円で5年間くると。畑は2,800円、草地は400円と書いてありますが、これで子供が納得するのでしょうか。私は、それを疑問に思うんです。いかに法律とはいえ、これはやはり、法治国家だから法律でしまいにすればそれでいいんですが、これはこっちがまた理不尽な点があったら、上へ何ぼでも申し立てられると。この申し立てもするとも言わず正しいと、これについて再答弁をお願いします。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

こういう補助制度につきましては、当然ながら補助金の交付要綱等々があるわけでございます。それに該当するものがその補助金に該当するというふうに我々は常々認識をしておるわけでございます。

それで、今回、県下全域でのこれに参画いたしまして申請をされております状況をご説明申し上げますと、県内では14市町村がこれに申請をいたしております。地区数にいたしまして105地区、面積にいたしましては田んぼで5,100ヘクタール、畑で1,400ヘクタール、両方合計いたしますと6,500ヘクタールがこれに参画をいたしておるわけでございます。我が阿波市におきましては、そのうちの2,000町歩、3分の1程度加入しておるわけでございます。

それで、その申請につきましては、土地改良区におきましても、地域の皆様方におきましても、いろいろ世話にふだんおるとは思いますけれども、先ほど申し上げましたように、その要綱等、手続上いろいろ制約があるわけでございますが、いろんなメニューの中で、そのメニューのうち約70%以上のメニューをこなさないとこの申請はできないとか、それからいろいろ手続の中で、最終的には市長と協定を結んで5カ年間実施をしていくと、そういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） これ、私は思うのに、小倉の住民の過半数は希望しておると見ております。しかしながら、手を挙げなかったと。住民に聞かずに手を挙げなかったと私は判断しておるのでございますが、それならば、余裕があったら申請するんですけど、余裕がないといって申請しなかったら、小倉辺はほかの部落より余計仕事があります。山際でありますので、水が出たら水のところにも行かないか、導水路がこの前、あれ4年前

ですか、台風の被害があり、99%の補助金もらって特別災害でやりました。その残り300万円は、該当しないとあって、地区の人が1万円、反当、330町歩ぐらいありますので、1万円ずつ出してやりました。こういうふうにして、やはり平地といえども中山間に近いところでございます。

それで、私、この趣旨をちょっと読ませてもらいます。これ、助成金の使い道。日当も出るそうでございます、活動に共同で参加した構成員。それから、使用料、構成員が所有する機械の借上料、それから先進地への視察、研修に行く費用など旅費も出ますと書いてあります。それから、機械購入費、活動に必要な機械、機具などの導入費など。物財費、これいろいろセメントや、共同で工事した場合など。それと、外注費、大規模な泥上げや施設の補修を設計会社へ委託した場合などのほか、その他。その他として、いろいろ電灯とか書いてあります。それから、運営費と。こういうふうにも5年間もくれる事業をこのような簡単に、手を挙げなんだのは、私は説明が悪いと思っております、理事者の方の説明が。これについてちょっと地区の部落長に言ったら、説明がなかったと。これには、部落とか団体の何、皆書いてあります、この説明が不十分でなかったんじゃないんですか。これについて質問をいたします。再々質問です。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 武田議員の再々問にお答えをいたしたいと思えます。

先ほどもご説明を申し上げましたとおり、昨年4月に県の協議会が設立をされまして、昨年8月から本年1月にかけて、阿波市管内におきましては7回程度説明会が開催をされております。

それで、参加できなくて大変残念という気持ちはよくわかるわけでございます。その間につきまして、県の方に実は先般問い合わせをいたしております。仮に、平成20年度以降に新規の地区で要望があった場合はどうするのかと。ぜひ、県の方でもこれを取り上げてほしいというふうな内容の説明を担当課からしたわけでございます。そのことについては、そういう取り決めもあって、大変採択については非常に困難というふうな回答があったわけでございますが、それでも阿波市といたしましては、今回要望がなされなかった地区におきましては、来年度要望が仮にこれからもあると思えますけれども、そういうふうな方たちのためにも、難しい状況ではございますが県に強く要望はしてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 最後に、産業政策について、私いつも言っておりますが、いつも二、三回言うたことがあります。農地は資源でございます、百姓の。それと、用水、それから工業用地、山林、この4つ、皆資源でございます。今、地球温暖化、温暖化と言っておりますが、これ山の面積が70%も、日本全体であるという山を活用したら、山は100メートル上がるごとに1度下がるそうでございます。高い山であれば何千メートルもありますので、それを少し利用して、対流を起こして、今の月へでもどこへでも行ける科学の時代に、そういうことも考えられないでしょうか。

これは、私の考えでございますので、これでできることをひとつ、千里の道も一歩からといまして、一歩でも歩いたら少しでも近づけると。やはり手で一つ一つしたら物事は完成するのでないかと。ちりも積もれば山となると。自信を持って私はいきたいと思っております。

地球には引力もあります。引力も利用できる、用水発電で副市長にも言うた、小倉のチェック項のところにこれちょっと書いておりますが、うちの弟に算用してもらった。ついでに、時間があるのでちょっと言わせてもらいます。

発電はP、Gは重力の加速度、それからQは水量、Hは高さ、落差、それに効率0.85で、133キロ、1時間にうちの前で。夏場、16トン流れる算用でしております。1日に直すと、133キロワットで24時間掛けると、3,192キロ1日に発電するそうでございます。それで、導水路で、発電機とこれを回す水車があったらできるそうでございます。それと、近くに土地が少しあって、変圧器を建てて、それを大分前に副市長に言うたんやけど、できるとも言わん、できないとも言わん。これ、戸で言うたら中開きと言うて、もう閉まるんならぱっと閉まり、あくのならばとあいて、出入りに邪魔がるような状態やけど、これについてひとつ、時間があるけん答弁願います。

○議長（三木康弘君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 私、助役から副市長ということで、武田議員とはもう2年間余りのおつき合いをいたして、まことにありがたいと思います。毎回毎回議会のときに、武田議員の言葉には、本当に自然を愛する心のある議員ということで、非常に感激して聞いております。

ただいまの質問の、多分北岸用水を使った低落差発電ですね。そのできないかという話でございましょうが、昨年だったと思いますが、北岸用水の、あるいは県の耕地課等々

へご相談申し上げましたところ、池田から下流域ですね。北岸用水では、4カ所から5カ所の可能地はあります。阿波市内にはございません。で、私の方も、ちなみに、低落差発電でございますので相当な水の落差を利用して発電を起こすということで、北岸用水の、旧の阿波用水ですね、上から水が鉄管で落ちてると。あれはできないかって言ったら、あの水利用しても北岸用水の事務所ぐらいしか使えないよと。それと、一番の問題は冬場ですね。冬場の水量が足りない。だから、夏場の4カ月ぐらいしか本当に水力発電ができるのは。

で、経済的な費用対効果の面から見たら非常に難しいというふうなことで、議会では議員にはご答弁はつきり申しませんでしたでしたが、個人的には2回、3回申し上げたつもりであります。そのあたりももう一度頭の中で整理していただきまして、ご了解を願いたいと。何でありましたら、また議会以外に親しくおつき合いしていただいて、とくにご説明を申し上げたいと思っております。

以上、答弁でございます。

○議長（三木康弘君） 武田矯君。

○14番（武田 矯君） 発電はこれに、これだけにして、農地と工業用地と山林についてちょっと、もう質問しても答えが悪かったら、もう大層なんだと、私、意見だけ言っても、時間があるので言っときます。私が死んででけるか、ええことじゃったはいつかはできると言うぐらいの、そういう気持ちでございます。

農地というものは、冬場は大方遊んでおります。夏場は大部分つくっておりますけど、いろいろな野菜とか園芸物する人以外は、皆遊ばれております。そこで、私の考えは、今団塊世代がたくさん退職しております。その人の話を聞いたら、退職金とか年金もらって金持っておりますので、土地は高うても1反ぐらいだったら買うということでもありますけれども、今の農地法で4反以上ですか、5反以上でなければ買えないと。一遍に買わなんだら買えんと。ほういうことを、私は特区でも申請して、ほういう人にでも少しでも買うてもらってつくってもらったら、千里の道も一歩かも知りませんけれども、ほれは可能でないかなと私は思っておりますので、市長なり前に座つとる人が十分に考えて、できることならしてもらったらと。

それは、また都会からいなかへ来る人も、いなかがいいと来る人もいる。こういう人にも誘致するとか宣伝する、こういうことも努力せないかんでないか。私は、これ今、介護保険、税金が高いといっても、もとはといえば収入がないのでこうなる。収入を上げる

ような政策をもっとしてもらいたいと、所得を上げる政策を。それが一番でないかなと思っております。

山林にいたしましても、今、少なくとも53%あると、阿波市において総面積の。それをどうにか活用すると。金が要らずに頭の力で活用して、阿波市4万2,000人ですか、4万人少々の全総力の知恵を振り絞って、そういうことが知恵を出し合うような構築を、今の阿波市の市長なり幹部職、職員一同、一丸となってしてもらいたいと、私も一生懸命考えますけれども。そういう、私考えでおります。

終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で14番武田矯君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時51分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（三木康弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま武田矯君の発言の中で不穏当と認められる部分がありましたので、後刻会議録を調査の上、適当な処置を講じたいと思います。

それでは、続きまして8番吉田正君の一般質問を許可いたします。

吉田正君。

○8番（吉田 正君） 議長の許可を得まして、議席8番の吉田正です。ただいまから通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、質問に入る前に、市長初めここに座っておられる方は阿波町の責任者であると私は感じております。その時点で、私が出しとる吉野川の善入寺島については、皆さんも随分研究してくれとることだろうと思いますので、詳細説明は省かせていただきたいと思っております。

それと、皆様方も既にご承知のとおり、平成17年3月ごろから、これ汚泥が善入寺島、阿波市の区域内に捨てられたということで、大きく問題になっております。そして、私が今回質問するのは、阿波市の議会が徳島県知事あてに19年3月19日に、阿波市善入寺島汚泥肥料の持ち込みに関する法的処置を求めるということで、意見書を阿波市の議会から出してあります。それで、徳新にもいろいろ報道されましたが、この汚泥については、行政は非常に取り組みにくいだろうと思いますが、静観するわけにはいけないと思っ

ております。

善入寺島は、皆様方既にご承知のとおり、耕地面積は360ヘクタール、それで田んぼが83ヘクタール、畑が270ヘクタールということで、善入寺島には昔から、これは国交省の、国の土地でございますが、占有者が、阿波町の場合には252ヘクタールが阿波市の区域内の面積でございます。これは、田んぼが67ヘクタールで畑が185ヘクタールです。それで、主に野菜の栽培を阿波市内では行っております。これは、阿波市では一大野菜団地ということでございますが、その中で、阿波市の市民団体がこういうことができていますということで初めて新聞報道がなされ、国交省、県、いろいろが現地に来て調査をしております。その中で、県の農業振興課かどこかわかりませんが、これは当然肥料でありますよということで説明をしております。土地の持ち主である国交省には、重金属等があり、これは肥料とみなさないということで、撤去を求めて本人に通知をしております。

現在の状況でございますが、私は、市民団体がこういう活動を長年続けて、こういうような結果が市民にわかったと。そういうことで、阿波市が今までにこのことに対してどうように動いてきたか、それがお聞きしたいと。

それと第1に、国と県の考えの相違ができています。これ、国は、取りのけてもらわんだら、これは肥料とはみなさんだろうということでございます。県の方は、肥料。私の質問するのは、産廃か一般廃棄物か不法投棄か肥料かということで、非常に質問はしにくい点がございます。言葉のあやでどういうことになるかもわかりませんので、私は今あえて、これは産業廃棄物とは言葉は出さんと肥料のということで、皆様方にこれから説明をしてもらいたいと思っておりますが、まず第1に、今までに、農業の肥料として県の方が農業試験場、それから工業試験場もいろいろあります、試験場。そういうとこで初めてこの汚泥を調べて、これは国が認めた汚泥の再利用業のリサイクル品ですよということを県が認めたかどうか、そこらが疑問になります。

これを、今までは住民団体がいろいろなことをし、国土交通省も会い、県とも会い、わしの区域内でこういうことができましたよと。住民団体が動かなんだら、これどういふことになっとたかという、非常に危険な状態になっとったんじゃないかと。これは、結局は、行政が後手後手に回っていったら最後は行政の責任において取り除きをするようになる可能性がある。これを、現実に肥料だったら適正肥料をまいて、この品物を善入寺島内で整理ができるものだったら私はいいなと思うけど、そこまで県の方と行政とが協議を

進めているかどうかということ。

まず第1番目に、今までの行政がどのような動き方をしたかということをお聞きしたいのと、産業建設部長にちょっとお伺いしたいのが、県の方から市の農政課とかに、農林の方に、こういうことを調べてこれは肥料ですよと物が運んでいったのか。県会議員で県議会のときにも、これは肥料というような答弁が出ています。そういうことで、阿波市の皆さん方が、これは肥料でないとは言えないと思うんです、これ。今の状況の中では、許可はもらったりサイクル業者がした商品ということで、県は恐らく肥料とみなしたんだろうと思うんです。だから、あえてこれが肥料と通るものなら、県の農業試験場とかいろいろ公の試験場で持って行って調べて、大量に放棄したので、これが重金属のものが出たのか、平常の反当あたり5トンなり6トンのものに攪拌して、それを検査したときには肥料とみなすかどうかということになると思います。

これは、私も市民部長には、あそこの場合は、これも公害、産業廃棄物とか一般廃棄物と名がついたときには答弁も願うつもりだったけど、今回は、私はこれあくまでも土壌改良肥料剤ということで持ち込んだものだろうと思うんです、県が答弁するぐらいなので。それなら、適正に散布して、これが、このものが肥料、改良剤であれば、大きな問題はないんだろうかなど。余りに物を大きくすると、不評によりまして、あそこは野菜の大きな団地です。スイカも植え、いろいろな野菜が植わっております。善入寺島にはこういうようなことがあって、これは危ないですよというような不評が流れた場合には、阿波町としては大変なことになると。あれは、恐らく徳島県一のあれだけの野菜団地だと思います。

だから、こういうことが気になりますので、今まで行政が取り組んでいった方向と、これからいろいろと国や県と相談しながら、その対処をしていくんだろうけど、今まで、こないだの新聞、徳新でも告発を受理したというようなこともございます。これは、廃棄物でなしに、どうせ不法投棄で調べてくれるんだろうと思いますが、そういうことも出ていますので、今回私はあえてこの問題について質問をさせてもらったわけなんです。

一市民の団体が非常に熱心に活動をしているときに、阿波市がこのまま黙って静観しとっていいものかどうかと。やっぱり、難しい問題は行政としては手がつけにくいけど、現実、やっぱり裏で行政も行政とのつながる機関の間で協議をしながらやっていかなんだら、後手後手になって、結局は裁判になって大きな問題になっていって、置いた人がおらんようになって、始末するようになったら行政の公のお金で処理をするというような

が、これももう全国的なこういうことの流れだと私は思っております。まだ、これは何か解消ができるものでないかなと思っております。

助役といえば、特に畜産関係の担当をしておられました関係で、各畜産業者にしても、やっぱり自分なりに努力をして、土地改良肥料として農家の人に使ってもらってる、預かってもらっていると。これが、もう基本でございますわね、今の日本では。ただ一団体に任せていいもんかどうかということが、私はもっと行政が積極的に力を入れていくべきでなかろうかと思っております。

そういうことで、今までの皆様方もご承知のとおり、徳新にもいろいろと載りました。善入寺島の汚泥肥料の投棄、撤去を求める署名1万5,000人、これ私も判を取りに参りました。私、和解には入っていませんけど、議会がこういうように意見書も出しとるし、議会のある方からこれもどうだろうかという相談もあり、判取りのお手伝いをさせてもらったわけですが、これからも、あそこの善入寺島は民家がございます、ご承知のとおり。それから何が起こっても不思議がない地域なんです。夜の間は何が来るかもわからない。やっぱり、そういうこの団地の形成というのは、一たん悪名がついたらもとへ戻らん。やっぱり、善入寺島はきれいところでとれているなど、環境がいいところで野菜がとれているなどという状況を私は守ってもらいたい。それは、守るのは行政の責務じゃないかと思っております。

そういうことで、今までに行政と県との流れ、どういうふうにやってきたかということをもまず1番にお聞きしたいと思いますので、農政部に県とのやりとりをどういうふうにしてきたかということと、副市長には後ほど、副市長はプロでございますので、じっくりと答弁願いたいと思います。

○議長（三木康弘君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 吉田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

経過につきましては、十分ご存じということで、省かさせていただきたいと思います。

特に、この問題につきましては、平成18年4月に問題が発生したわけでございますが、関係者、国土交通省、徳島県、吉野川市、阿波市、改良区が関係者になるわけでございます。これまでの間、何度となく会合を持ちまして、対応についての協議をいたしてまいりました。搬入物につきましては、県の考えは汚泥発酵肥料であるとの見解でございます。状況につきましては、搬入量が多く、営農、耕作を目的とした肥料の搬入とは考えにくい、そういう状況でございます。

県が肥料であるという考えであるということでございますが、法による撤去は難しいとしながらも、悪臭の発生、環境に与える影響等を懸念をいたしております。国土交通省ほか関係機関、団体は、耕作者に対しまして搬入物の撤去を要望をいたしました。その結果、相手側から返ってきたのは、弁護士を通じまして、肥料として搬入しているので撤去できないという回答があったようでございます。

その辺について、実は、昨日でありましたか、その後国交省の対応、それから県の、県はブランド戦略課が対応いたしております。そこに問い合わせをいたしましたところ、県は国と協議中でございますと。もっと突っ込んだ詳しい内容が聞きたかったわけですが、特に現在、9月4日に阿波市において撤去を求める会の会員の方から廃棄物処理法違反と、告発状が受理されておると、そのような状況の中で、検察の結果を見守っていききたいというふうな国、県は状況でございます。

この問題につきましては、土地につきましては国交省の持ち物と。占用を受けておる、高橋さんという方なのですが。それから、農業指導につきましては、県のブランド戦略課、営農指導ということになるわけでございます。じゃ、市の立場はと申しますと、阿波市の農民の方が困っておる、周辺の方が困っておるという状況は重々承知をいたしておるわけでございます。市においては、国、県に撤去を今後とも要望をしていくと、そういうふうな姿勢で臨みたいと、そのように考えております。

以上で終わります。

○議長（三木康弘君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） それでは、再問をさせていただきます。

今、部長の方から答弁いただきましたが、この問題はそう簡単に片づくものではないと私も感じております。そういうところが本音だろうと思います。

私も国交省の方へ電話したんですが、上板はやっぱり徳島の支店で、一番向こうが格が上だから、やっぱり私の方では答弁できないということで、徳島事務所と話をしたわけなのですが、徳島事務所の担当の方は、やっぱり司法の手に渡ったと、今現在警察が受理したということで、静観したいなというようなことの物の言い方もしました。だけど、我々は、ええ悪いは別として、国の土地で国が管理せないかんのに、国が管理不十分でこういうことが起きておると。警察が入ろうが入るまいが、国が我がの土地、我がの管理するのが当然ですし、パトロールに朝も夕方も2回来ている。それが何年もかかってようやく見つけて、見つかったときに相手がいないというようなことで、それは、市民としても安全

に暮らせる状況でないということで、いろいろ話はしたわけなんですけどね。国は、関係機関と今協議をしておりますというような答弁だったんです。今、私は県の方は問うていませんが、部長がおっしゃるように事が運んでいるんだろうと思います。

現実、よそから来て、こういうような迷惑なものを置いていくということ、これ本当にけしからんことと私は思っております。行政の方も、これからはじっと見たり、いろいろ司法や警察のやり方、それから住民団体がやることを向こうがやってくれるというようなことでなしに、やっぱりできることは行政が引っ張ってやってもらわなったら、ああいう善入寺島というような離れた土地の団地でございます。これは、何が起こるかわからないので、これからも特にお願いしたいと思っております。

それで、特に副市長にお願いをしておきたいのは、あそこは国が所有者で、県も指導せないけないような農業団地でございます。それと、阿波市の区域内でこういうことが起きるとということで、ただ善入寺島というのでなしに阿波町の区域内で起きたことでありますので、阿波市も力を入れて、解決に向けるための動きをしてもらわなくては私は困ると思っております。

それと、善入寺島には改良区がございます。改良区と国交省、県、阿波市と、それと地権者、なかなかああいう地権者だから話し合いにはならないだろうけど、これからの解決法は、やっぱりこの住民団体の代表者とか、行政とかが一致団結してこのものは始末していかなければ、恐らく住民団体だけでは裁判まで持っても長い月日がかかるだろうし、もし裁判であのものを公害とみなして持ち運びする場合には、どこへ持っていったいいものやら、物が大きくなってしまおうと思うんです、事が。

現実に国が許可したりサイクル業者、これが適正な量で適正に使われたら、本当に肥料になるかならないかということは、これは県がもっと勉強して私は調べるべきと思うんです。なぜ、助役の方にこういうめんどいことを持っていくかということ、私は、助役は長年畜産業界で県のトップまで行った人でございます。特に、畜産、それから最終的には脇町農林事務所という重責を担うてきております。副市長が農林事務所のときにと思われますが、脇町には美馬コンポストという鳥の処理場が何カ所かあります。そういうことで、適当に使うたら土地改良剤、肥料になるんです。あれが、トラックに二、三杯持ってきて1つの田んぼに捨てたら、これは恐らく不法投棄になります。副市長もそういう現場を渡っていろいろ専門的な知識で指導したんだろうと思っておりますので、今後副市長がどういうふうな、阿波市を引っ張っていくようなどういような指導をしてくれるか。

それと、今言ったように、県と国、改良区、やっぱり関係した団体が一緒に寄って、個々が思い思いに動くんでなしに、やっぱり一致団結してこの問題は解決していただいた方が、私は阿波市の農業の農地の保全、環境保全というのには非常に大事なことでなかろうかと思っております。

これで私の言いたいことは大体言えたと思しますので、最後に副市長に答弁をお願いします。

○議長（三木康弘君） 野崎副市長。

○副市長（野崎國勝君） 吉田議員からは、善入寺の産業廃棄物かどうか、肥料か、今のところよくわかりませんが、非常に多量投棄あるいは土地還元されたという問題で、民間の団体の方が一生懸命やられて、ここまで問題化してるということについての行政対応といますかね、そういうものがどうなのかということだと思います。

ただ、部長の方からもお答えしましたように、善入寺島に投入してるものが産業廃棄物なのか肥料なのかということについては、県は肥料というようなことで議会で答えておりますし、地域の住民の方については産業廃棄物じゃないかというようなこと、見解が分かれています。そんなことから告訴したわけですね。で、司法の場に移って受理されてますので、この件については、いろいろ今後裁判で決着がつくんじゃなかろうかということで、コメントは差し控えたいと思います。

ただ、吉田議員の方から、野崎副市長は過去に畜産関係のふん尿処理等で非常に苦勞なさったんじゃないかというようなコメントありましたので、この件についてコメント、私、個人的じゃないんですがコメントいたしますと、実は私も再三再四畜産の、これは産業廃棄物ですね。これが土壌還元されて作物をつくるわけなんです、県の方では環境保全、土地に優しい、作物に優しい、地域に優しい、そういうふうな家畜堆肥の使い方という指針を出してます。相当分厚いもので、作物別に本当に、例えば飼料作物には、牛の堆肥であれば汚物感のない、ちゃんと発酵したにおいのないもの。水分の非常に少ない、汚物感のないものを、散布しやすいものを、とにかく飼料作物の場合は10アール当たり10トン、作物の中では最高ですね、散布量が。だから、水稻なんかの場合だったら1トンまでとかですね。それから、大豆だったら何トンとか、非常に、土壌改良剤あるいは肥料としても使うんですが、還元で決めてます。非常に事細かく農業試験場で分析、あるいは果樹試験場で分析したものを出してます。で、そのとおり農家の方はちゃんと守って、すばらしい野菜、果樹を育てると。

今回のものについては、どうもいろいろ聞いてみますと、1平米に1トンですかね。だから、比重が1ですか。だから、水に近いもの、ということは言葉で言ったら汚泥っていうんですかね。汚泥というものを、とにかく4反ですかね、40アール。40アールに1メートル積んでるってどうも表現してます。ということは、僕らの想定する範囲から考えたら、とんでもない数値かな。本当に、これ種植えて、作物が大きくなって実がなって、あるいは花が咲いて、葉っぱを我々が食べていいのかなとか、種がはえるのかなという感じは、畜産家の僕の経験からいってします。が、これについては、恐らく司法の場ではっきりすると思います。

私が畜産のときに、特にこんな場合、随分あったわけなんですけど、1メートルっていうのはちょっと記憶ないんですが、30センチあるいは50センチっていうのがあります。これについては、私は、個人的な見解じゃなしに、農作物の適正な安全な作物をつくる上から、とにかくこれは土壌還元じゃないでしょ。土壌改良剤じゃないでしょ。適正量に直してください。肥料とするなら、思うなら、ちゃんと保存してください。だから、堆肥は、倉庫には入らないんだったら、ちゃんと、台風が来てますので、高さ1メートル50、幅70センチなら70センチに、ふちに囲いをして、流れないようにビニールしてください、保存してくださいというようなことで、1日か2日かけてびしっと保存さす。そういう現地で実は、強硬っていうんですかね、そういう指導を実は何回も何回も繰り返して、畜産農家のもそのあたりは十分理解されますし、もらった方の野菜農家もしっかりやってくれてるというふうなことなんですけど、今回は畜産農家あるいは農業以外の方の恐らくやられたこと、僕は会ったことないですが、やられたことなんじゃないかな。非常に指導に手間取ってる。結局、告訴まで行ったというふうなことなんじゃないかなと。

だから、農家であれ、例えば一番こういう廃棄物と言われるものが発生する畜産農家については、そのあたりは、この本当に10年、なりを潜めたというんじゃないし、しっかり知識はできてますということですね。

そんなことで、裁判で恐らく決着つけるんでしょうけど、成り行きを見守るというわけにもいきませんが、市民団体等の方とも十分にこれからは連絡をとりながら、特に今回国交省、私も行ったことございませんが国交省あるいは県ですね。非常に、私の考え方でも見解が随分と違うところがございますので、そのあたりも話を聞きながら、ともに善入寺島でこういうことが起こらないようにやっていきたいなと思ってます。

ただ、ここで報告してるかどうかちょっとわからないですが、19年3月20日、県が

この事件を受けまして、徳島県肥料等の不当に大量な使用等の防止に関する条例というのを出してございます。これはどんなものなのかというと、こういう、この案件を受けて急遽条例をこしらえたんだと思いますが、例えば汚泥肥料の場合、10アールにつき11トン、または10アールにつき年間使用の窒素分量が100キロとする場合ですね。あるいは、堆肥の場合やったら、牛ふん堆肥だったら10アールにつき13トン、細かく分けています。これ以上入れる場合、例えば10アールに10トンなり13トン入れる場合には、県に届け出してください。そしたら、土地の成分とか、例えば砂の土壌とか粘土質土だとか、そのあたりを考慮しながら県が指導していくと。届け出が来たら、県の場合はこの条例に基づいて市町村へ連絡しますよと。善入寺島のだれそれ所有の農地には、牛の堆肥が20トン入れるというような連絡がありました。市も十分に現場でご指導願いますという条例ですね。これができてます。恐らく、今回の案件をもとにこしらえた条例だと思います。これで、今回みたいなことは起こらなくなるんじゃないかなと思います。参考までにご連絡申し上げております。

ただ、これについては、広報阿波に出してございますので、再度ご確認を願いたいなと、かように思ってます。いずれにしましても、今後につきましては、市も成り行きを見守るんじゃなくて、肥料は市の所管でないとか、廃棄物は、これもうちの所管でないと言わずに、やっぱり言葉は悪いですが被害者ですね。阿波市が被害者でございますので、地域の環境を守るためにも積極的な、やっぱりともに相談あるいは協議に入っていきたい、かように思ってます。

以上でございます。

○議長（三木康弘君） 質問の途中でございますが、本会議の終了時間5時が迫っておりますので、吉田議員の一般質問は終了まで時間を延長したいと思いますけども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三木康弘君） 異議なしと認めます。

それでは、吉田正君。

○8番（吉田 正君） これで最後の質問になりますが、私は、最後はもう質問というよりお願いしておくことがあると思います。

市民部長もおいでですが、やっぱりどういうことになるかはわからんけど、やっぱり遵守をしてもらうて、ああいうところは特に。小西課長とも話したら、大分やっぱり見回りは

してくれよるというようなことも聞いております。今、副市長がおっしゃったように、行政がどちらの課、どちらの部やというんでなしに、やっぱりこういうような大きな問題が起きていますので、阿波市の市民団体がやっていることじゃし、農家の人にこれはてきめんにかたえることのでございますので、今後十二分にこういうことが起きないように、事前に早目に処理ができるように、やっぱりああいう人里離れた野菜団地でございますので、改良区の人にもお願いをしたり協議して、ああいうことが起きたら即行政の方へ連絡してくれというような連絡網をもっとしっかりしてもらって、もうこういうことが二度と起こらないように、行政が特に気をつけていただきたいなと思っておりますので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（三木康弘君） 以上で8番吉田正君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了をいたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は明日14日午前10時より一般質問、質疑、委員会付託であります。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さんでございました。

午後4時48分 散会